

第10回

佐賀県文化財保護審議会

佐賀県

令和6年3月27日（水）14時～
特別会議室（佐賀県庁新館4階）

《 会 議 次 第 》

1 開 会

2 中尾 文化・観光局長あいさつ

3 佐賀県文化財保護審議会 児玉会長あいさつ

4 議 事 1

令和5年度佐賀県文化財指定の検討について【審議・答申】

佐賀県重要文化財の指定

- 色絵龍鳳凰文蓋付大壺 一点（工芸品）
- 仁田埴輪窯跡出土埴輪 一括（考古資料）

5 議 事 2

令和5年度佐賀県登録文化財の登録について【答 申】

佐賀県登録文化財の登録

- 岩見屋庭園 [記念物（名勝）]

6 議 事 3

事務局報告【報 告】

- ・令和6年度文化財保護関係事業について
- ・令和6年度文化課事業について

7 そ の 他

8 閉 会

資 料

- 1 佐賀県文化財保護審議会委員名簿 …………… p 1
- 2 文化財保護・活用室業務分担 …………… p 2
- 3 佐賀県文化財保護条例（抜粋） …………… p 3
- 4 佐賀県文化財保護条例施行規則（抜粋） …… p 4
- 5 令和5年度佐賀県文化財の指定
及び登録について …………… p 5～7
- 6 令和5年度文化財保護事業の概要 …………… p 8～10
- 7 指定等告示一覧 …………… p 11～13
- 8 佐賀県内指定等文化財件数一覧 …………… p 14
- 9 指定文化財の現状変更及び移動公開の状況 … p 15～22
- 10 令和6年度文化財保護事業の概要 …………… p 23
- 11 令和6年度文化課事業の概要 …………… p 24～25
- 12 文化財指定理由 …………… p 26～45
- 13 登録文化財登録理由 …………… p 46～48

1 佐賀県文化財保護審議会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

No.	部会	部 門	氏 名	現 職	出欠
1	会長	学識経験者	兒玉 浩明	佐賀大学長	○
2	第一部会	絵画・彫刻	井手 誠之輔	九州大学大学院人文科学研究院教授	○
3		建造物	伊東 龍一	熊本大学名誉教授	○
4		近代美術	吉住 磨子	佐賀大学芸術地域デザイン学部教授	○
5		歴史資料	伊藤 昭弘	佐賀大学地域学歴史文化研究センター教授	○
6		美術・工芸	野口 朋子	昭和音楽大学講師	○
7	第二部会	民俗芸能	金子 信二	前佐賀民俗学会副会長	○
8		工 芸	西田 宏子	根津美術館顧問	欠席
9		陶 芸	辻嶋 寿憲	九州産業大学造形短期大学部教授	○
10	第三部会	史跡・埋蔵文化財	渡辺 芳郎	鹿児島大学法文学部教授	○
11		史跡・埋蔵文化財	重藤 輝行	佐賀大学教育研究院教授	○
12		史跡・埋蔵文化財	宮元 香織	北九州市立自然史・歴史博物館歴史課歴史担当係長	○
13	第四部会	植 物	三島 美佐子	九州大学総合研究博物館教授	○
14		名 勝	藤田 直子	筑波大学芸術系教授	○

2 文化財保護・活用室業務分担

令和5年4月1日現在

職名	氏名	事務分担	
室長	白木原 宜	室の総括	
副室長	右寺 直樹	室長の補佐	
副室長	古川 直樹	室長の補佐（文化財指導・管理関係）	
副室長	細川 金也	室長の補佐（文化財調査・吉野ヶ里関係）	
文化財指導担当	係長	市川 浩文	指導（埋蔵）担当の総括、重要遺跡の調査・保存・指定に係る調整、県文化財保護審議会全体会、九年庵、「歴史の道」調査事業
	係長	小野 将史	管理担当の総括、有形文化財関係、国・県重文等建造物・重伝建群修理関係、登録有形文化財（建造物）、第1部会（有形）
	係長	渡部 芳久	指導（埋蔵）担当の総括、重要遺跡の調査・保存・指定に係る調整、市町教育委員会への指導・支援、保護事務研修・会議、遺跡地図
	主任主査	吉本 健一	文化財保護法事務及び市町教育委員会（東部）への指導・調整、現状変更事務（史跡）、文化庁統計調査に係る事務
	主任主査	村松 洋介	「歴史の道」調査事業、古代歴史文化共同調査研究事業費、開発関連各法に係る文化財調整、文化財年報
	主任主査	山本文子	国庫補助金事務、第2部会（民俗・無形）、現状変更事務（史跡以外）、表彰・叙勲事務、日本遺産
	主査	堤 英明	名護屋城跡並陣跡保存活用計画策定、文化財保護法事務及び市町教育委員会（中部）への指導・調整、国・県所管事業（土木・農林）、公立学校建設事業に係る文化財調整
	主事	土井 翔平	文化財保護法事務及び市町教育委員会（西部）への指導・調整、「さがヲほる」展、国・県所管事業に係る文化財調整
	主事	大坪 孝人	県費補助金事務、カササギ保護、第4部会（名勝・天然記念物）、地方文化行政状況調査
	主事	安部 萌花	九年庵、銃砲刀剣登録事務、県登録文化財の登録事務、登録有形文化財（建造物）の事務、文化財保護指導委員、佐賀県遺産
主事	村井 さくら	銃砲刀剣登録事務、史跡等維持管理委託契約事務、博物館学芸員研修、文化財保護強調週間、文化財防火デー	
文化財調査担当	係長	渋谷 格	佐賀道路文化財調査の総括、埋蔵文化財活用事業、吉野ヶ里遺跡発掘調査情報発信事業、吉野ヶ里遺跡展示室管理・運営の総括
	係長	川 副 麻理子	文化財資料室・横武収蔵庫の総括、西九州自動車道建設事業に係る確認調査、文化財保護審議会第3部会（考古・史跡）
	主任主査	日高 正基	吉野ヶ里遺跡展示室の管理・運営、弥生ロマン体験事業
	主任主査	越知 睦和	佐賀道路文化財調査、県内遺跡確認調査
	会計年度任用職員	樋口 秀信	文化財資料室・横武収蔵庫の管理・運営、資料の掲載及び借用、資料調査対応、佐賀県遺跡地図改訂
吉野ヶ里遺跡担当	係長	長崎 浩	吉野ヶ里遺跡調査・管理に関する総括、現状変更、吉野ヶ里博物館・展示施設整備、弥生・古代委員会運営
	係長	北原 清子	文化財保護・活用室予算全般（予算・決算）、監査・会計検査、総務事務に関する総括
	主査（再）	小松 譲	吉野ヶ里遺跡発掘調査、古代調査報告書作成
	主事	塩見 恭平	吉野ヶ里遺跡の調査・管理、古代調査報告書作成、弥生・古代委員会、出土資料の管理
	主事	大塚 小百合	歳入、予算執行管理、財産管理、名義後援事務、その他総務事務
	主事	寺田 光歩	吉野ヶ里遺跡発掘調査情報発信事業、展示室運営管理
	主事	林田 卓也	吉野ヶ里遺跡調査、調査事務所の管理・運営、資料貸出、九州北部三県姉妹遺跡連絡会議
	主事	吉田 健祐	吉野ヶ里遺跡調査、調査事務所の管理・運営、画像等使用許可、資料調査対応

3 佐賀県文化財保護条例 (※佐賀県文化財保護審議会部分抜粋)

(平 31 条例 1・追加)

昭和 51 年 3 月 30 日

佐賀県条例第 22 号

第 8 章 佐賀県文化財保護審議会

(設置)

第 44 条の 2 法第 190 条第 2 項の規定に基づき、佐賀県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 44 条の 3 審議会は、知事の諮問に応じてこの条例に規定する事項その他文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議する。

(組織)

第 44 条の 4 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

第 44 条の 5 委員及び臨時委員は、文化財に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

第 44 条の 6 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第 44 条の 7 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 44 条の 8 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 44 条の 9 審議会に、規則の定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第 44 条の 10 審議会の庶務は、佐賀県地域交流部において処理する。

(補則)

第 44 条の 11 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

4 佐賀県文化財保護条例施行規則 (※審議会部会部分抜粋)

平成 31 年 3 月 29 日

佐賀県規則第 31 号

(部会の設置)

第 18 条 条例第 44 条の 9 の規定に基づき、佐賀県文化財保護審議会に部会を置く。

(部会の名称及び所管事項)

第 19 条 部会の名称及び所管事項は、次の表のとおりとする。

部会の名称	所 管 事 項
第 1 部会	有形文化財(考古資料に関するものを除く。)及び有形民俗文化財に関する こと。
第 2 部会	無形文化財及び無形民俗文化財に関すること。
第 3 部会	史跡、埋蔵文化財及び考古資料に関すること。
第 4 部会	名勝及び天然記念物に関すること。

2 前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

5 令和5年度 佐賀県文化財の指定及び登録について

◎佐賀県重要文化財の指定

- 一 いろ えりゅうほうおうもんふたつきおおつぼ 色絵龍鳳凰文蓋付大壺 一点（工芸品）
- 一 に た はにわかまあとしゅつどはにわ 仁田埴輪窯跡出土埴輪 一括（考古資料）

◎佐賀県登録文化財の登録

- 一 いわみやていえん 岩見屋庭園〔記念物（名勝）〕

佐賀県文化財指定候補一覧（令和5年度）

No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
1	佐賀県重要文化財（工芸品） <small>いろえりゆうほうおうもんふたつきおおつぼ</small> 色絵 龍 鳳凰文蓋付大壺 一点	[所有者] 深川製磁株式会社 [所在の場所] 西松浦郡有田町原明乙 111 番地 （深川製磁株式会社 チャイナ・オン・ザ・パーク）
<p>[指定候補とする理由]</p> <p>本作品の特色は、その大きさと壮麗な意匠にある。有田焼の大物作りの技術は江戸前期からあり、元禄時代（1688～1704）には高さが1m程の大壺が作られてヨーロッパへ盛んに輸出され、江戸末期から明治初期になるとさらに大型の花瓶や皿が作られるようになった。幕末期の積極的な近代化政策によって国内で最も欧米の事情に通じた藩の一つであった佐賀藩では、万国博覧会を契機に明治の有田焼が世界で再び脚光を浴び、出品された大花瓶や大皿は欧米の観覧者たちを魅了し評価を獲得していった。</p> <p>本作品は、深川製磁の創業者である深川忠次<small>ふかがわちゆうじ</small>が制作に3年余りの年月をかけて完成させた一対の大壺のうちの1点である。忠次はこの作品を携えて明治33年（1900）の第5回パリ万国博覧会、続く明治37年（1904）のセントルイス万国博覧会に参加し、それぞれ金牌、金賞を受賞している。</p> <p>本作品は「本体」・「蓋」・「台座」からなり、さらに蓋は宝珠と冠から構成され、台座は三足である。寸法は、総高204cm、最大径67cm、蓋高54cm、台座高31.5cmである。本作品の成形は大物作りの第一人者で明治の天才ろくろ師とよばれた井手金作<small>い で きん さく</small>、宝珠の龍は磁器細工の名工とうたわれた二宮都水<small>にのみや と すい</small>によるものと伝えられ、特に、大きさの割に壺の胴下部を非常に細く絞り込む点は、技術の限界まで形を追求して緊張感のある美しいフォルムを作り出しており、常識的には破綻するような造作に挑戦して見事に完成させた超絶の技法が窺える。</p> <p>色調は全体的に華やかで古伊万里様式の典型的な配色であるが、画面は蜀江文様<small>しよっこうもんよう</small>を基調として区画された幾何学文の窓の中に上絵で多くの吉祥文様が盛り込まれ、窓絵には龍、鳳凰、獅子等が表され、その背景に七宝繫ぎ文<small>しっぽうつな</small>、雷文<small>らいもん</small>、青海波文等<small>せいがいは</small>のありとあらゆる地文様<small>じもんよう</small>が施され、有田焼の伝統技法を結集した明治有田の集大成として、海外事情に精通し世界にむけて最高のものを作るという忠次の心意気が窺える作品である。</p> <p>本作品は、深川製磁創立から間もなく参加が決定した第5回パリ万国博覧会にむけて、創業者である深川忠次の指揮のもと、蓄積された有田焼の技術を惜しむことなく盛り込んで制作された明治有田焼における大物の名品である。高さが2mを超える大物でありながら技術の限界まで追求された形姿や造作、細密に施された彫刻や点描、埋め尽くされた壮麗な文様とその構成は超絶技法として明治有田磁器の集大成とよべる作品である。また、パリとセントルイスの万博にて受賞し、パリ万博では日本館の顔となるエントランスを飾るなど、世界に有田焼の名声とブランド力を高めた功績は大きく、深川忠次による欧米からの技術導入や海外市場の開拓の契機となり、明治期における有田焼の海外貿易を発展させた記念碑的作品として価値が高い。また、大物の作品でありながら完品のまま現在まで伝えられ、一般にも広く公開されている点も評価される。</p>		

佐賀県文化財指定候補一覧（令和5年度）

No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
	佐賀県重要文化財（考古資料） <small>に た はにわかまあと はにわ</small> 仁田埴輪窯跡出土埴輪 一括	[所有者] 佐賀県 [所在の場所] 佐賀県文化財調査研究資料室 佐賀県神埼市鶴 3658-2
2	<p>[指定候補とする理由]</p> <p>仁田埴輪窯跡は、唐津市浜玉町谷口・湊上に所在する古墳時代中期の埴輪窯跡である。この埴輪窯跡は、遺存状態が良好で、その規模や構造を知ることができる重要な遺構として、平成24年に佐賀県史跡に指定した。</p> <p>今回指定対象とした埴輪31点は、窯跡本体（S0405）とその上面（SX401）、窯跡周辺のSK419土坑とSX410不明遺構からの出土品で、その内訳は、円筒埴輪16点、朝顔形埴輪5点、形象埴輪10点（蓋形埴輪2点、家形埴輪7点、犬形埴輪1点）である。</p> <p>円筒埴輪は、2条3段と3条4段の大小2種類がある。いずれの円筒埴輪も円形の透かし孔が対角の位置に置かれる。朝顔形埴輪は、高さ70cmを超える大型品であり、その構成は4条5段で、円形の透かし孔が、2段目と4段目に対角に一対置かれる。</p> <p>円筒埴輪及び朝顔形埴輪の外面にタタキ状の格子目文を施す円筒埴輪及び朝顔形埴輪は、九州では初めての出土であり、関東や関西の一部の出土品を除いて埴輪の外面に施されることはないことから、希少性の高いものである。</p> <p>形象埴輪には、蓋形埴輪、家形埴輪、犬形埴輪の種類が確認されている。蓋形埴輪は、立飾部及び笠部から台部にかけての破片と笠部の一部が、家形埴輪は、屋根の一部と壁体部から裾廻部分にかけての破片がある。</p> <p>入母屋(いりもや)造りの上屋根の破片には、棟木の状に鱗飾りの突起が配置され、葺き下ろされた平側には、垂木様の表現の間に網代模様が市松状に配されている。犬形埴輪は、頭部から右脚と臀部から右後脚が残り。脚部下端の形状から、犬形埴輪の中でも古い時期のものである。</p> <p>出土した埴輪の製作年代は、円筒埴輪のヨコハケの形状や突帯の間隔、口縁部や突帯の特徴から5世紀中頃と考えられる。</p> <p>仁田埴輪窯跡の埴輪群は5世紀中頃の埴輪窯（窖窯）導入初期に作られ、円筒埴輪の外面にタタキ状の格子目文が残ることから、埴輪製作に朝鮮半島系の土器製作技術の影響している。さらに形象埴輪は古墳出土品を含めても、県内では出土例が少なく、全体の形状をうかがい知ることができる資料として貴重である。</p>	

6-(1) 令和5年度 文化財保護事業の概要

1 開発等に係る文化財保護

◆調査事業

(埋蔵文化財の保存と開発との調整)

- 佐賀県内遺跡確認調査
 - ・公共事業（西九州自動車道・有明海沿岸道路建設事業・佐賀道路）
- 佐賀道路線内文化財発掘調査（佐賀市藤三郎屋敷遺跡）
- 佐賀県「歴史の道」調査事業
- 一般土地開発、公共事業に係る調整等（埋蔵文化財の保存と活用）
- 文化財調査研究資料室の運営
- 横武埋蔵文化財収蔵庫の管理

2 文化財の保存管理と整備活用

◆保存整備事業

- 吉野ヶ里遺跡の発掘調査に伴う報告書作成等及び資料の保存・活用
- 名護屋城跡並びに陣跡の発掘調査等・整備
- 「名護屋城跡並陣跡」保存活用計画策定事業
- 「九年庵庭園」整備基本計画策定
- 「九年庵庭園」調査（現状調査）・整備事業（石垣修理工事）

◆保護管理事業

- 県指定及び登録文化財候補の調査・指定及び登録
- 肥前古陶磁窯跡の保存・継承（警察との合同会議、関係者への啓発）
- 文化財保存整備事業費補助（市町等が行う各種事業への助成）
- 史跡等維持管理委託（維持管理に対する助成）
- 国・県指定文化財パトロール（文化財保護指導員による巡視・点検）
- カササギ保護対策（幼鳥等の保護、各機関の現状変更に対する確認）
- 銃砲刀剣類登録事務（登録審査会の開催、登録事務）
- 世界遺産（明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業）整備・取組への支援
- 名護屋城跡並陣跡、九年庵庭園の保存活用計画策定に向けた取組

◆普及啓発事業

- 文化財調査報告書の刊行
- 『佐賀県文化財年報』No. 17 の作成
- 文化財保護強調週間（11/1～11/7）
- 文化財防火デー（1/26）
- 九州地区民俗芸能大会（11/19 @福岡市）
- 全国重要無形文化財保持団体協議会佐賀・有田大会（11/9）
- 吉野ヶ里遺跡普及啓発（講演会・企画展示・動画作成・パネル展・弥生まつり）
- 「さがヲほるー佐賀県発掘成果速報 2023ー」展覧会（6/29～7/30、於佐賀県立博物館）
- 吉野ヶ里遺跡情報発信事業（オープンエア・ミュージアム・各種体験会・動画配信等）

3 その他

- 古代歴史文化に関する共同調査研究事業（第3期開始）

6-(2) 令和5年度埋蔵文化財発掘調査・重要遺跡確認調査等の実施一覧

R6.3.1現在

番号	調査主体	遺跡名	調査期間	調査面積 (㎡)	遺跡の性格	調査の原因
1	佐賀県	吉野ヶ里遺跡	R5.5.3～R6.2	2000.0	弥生時代の墓地跡	学術調査(史跡内)
2		名護屋城跡(水手通路)	R5.6～R6.3	100.0	文禄・慶長の役に際し築かれた城跡	学術調査(史跡内)
3		名護屋城跡(弾正丸下)	R5.6～R6.3	140.0	文禄・慶長の役に際し築かれた城跡	学術調査(史跡内)
4		黒田長政陣跡	R5.11～3	174.0	文禄・慶長の役に際し築かれた陣跡	学術調査(史跡内)
5		藤三郎屋敷遺跡(H区)	R5.10.23～12.27	371.5	中世の集落跡	県道建設
6	佐賀市	佐賀城跡(16区)	R5.5.12～5.22	64.59	近世の城郭跡	個人住宅建設
7		高畑遺跡(3区)	R5.5.26～7.31	316.0	弥生時代～近世の集落跡	店舗建設
8		太田本村遺跡(8区)	R5.6.1～6.20	66.24	弥生時代～近世の集落跡	個人住宅建設
9		太田本村遺跡(9区)	R5.6.2～6.23	112.62	弥生時代～近世の集落跡	個人住宅建設
10		尼寺一本松遺跡(10区)	R5.9.5～10.31	997.0	弥生時代～近世の集落跡	店舗建設
11		小里一本松東遺跡(3区)	R5.12.15～R6.3.15	1200.0	弥生時代～中世の集落跡	県道建設
12		精煉方跡(5区)	R5.12.5～R6.1.31	70.0	近代の生産遺跡	学術調査
13		久池井二本松遺跡(10区)	R6.1.5～1.31	550.0	弥生～中世の集落跡	集合住宅建設
14		春日丘遺跡(16区)	R6.1.16～1.31	56.0	弥生～中世の集落跡	集合住宅建設
15		東千布遺跡(18区)	R6.2.5～2.29	101.49	弥生～中世の集落跡	個人住宅建設
16		佐賀城跡(17区)	R6.1.29～3.31	240.00	近世の城郭跡	店舗建設
17	三重津海軍所跡	R5.11	40.00	近世末の海軍所跡	学術調査(史跡内)	
18	唐津市	唐津城跡	R5.9.25～11.30	1050.0	近代の教育施設跡	新庁舎外構工事
19	鳥栖市	門前古墳群	R5.5.10～8.31	古墳1基	古墳時代の墳墓	土砂採取
20		立石開拓古墳群	R5.10.10～R7.9.30	17000.0	古墳時代の墳墓	廃棄物処理施設建設
21		勝尾城筑紫氏遺跡(筑紫氏館跡)	R5.10.25～R6.2	101.0	中世の城郭跡	学術調査(史跡内)
22	武雄市	おつぼ山神籠石	R5.6.19～6.23	18.07	古代の山城跡	学術調査(史跡内)
23		柿田代遺跡	R5.10.16～11.30	250.0	近世の生産遺跡	河川改修
24	小城市	土生遺跡	R6.3	40.0	弥生時代の集落跡	学術調査(重要遺跡)
25	小城市	下町遺跡	R6.1.29～3.31	360.0	中世の集落跡	店舗建設
26	多久市	中小路遺跡	R5.9.28～10.31	100.0	縄文～古墳時代、中世の集落跡	防火水槽設置
27	伊万里市	大川内鍋島窯跡(日峯社下窯跡)	R6.1～	9.0	近世の磁器窯跡	学術調査(史跡内)
28	基山町	夜水遺跡	R5.8.16～9.30	240.0	弥生時代の集落跡	宅地造成

29	吉野ヶ里町	目達原古墳群	R5.4.1～6.30	592.4	弥生～古墳時代の集落・墓地	宅地造成
30		下中杖遺跡	R6.2～	4600.0	弥生～古代の集落・墓地	県産業用地造成
31	上峰町	西前牟田遺跡	R5.5.17～6.9	120.0	弥生時代の集落跡	個人住宅建設
32		鎮西山城跡	R4～R5.8.31	6,000.0	中世～近世の山城跡	公園整備
33	白石町	須古城跡	R5.11.1～12.28	30.0	中世～近世の城郭跡	学術調査(重要遺跡)
34	みやき町	大塚遺跡	R5.8.21～9.22	290	弥生時代の集落跡	宅地造成
35		拾徳遺跡	R5.10.9～10.31	155	弥生～中世の集落跡	宅地造成
36		中津隈宝満神社前方後円墳	R5.10.25～12.22	60.0	古墳時代の墳墓	学術調査(重要遺跡)

7 指定等告示一覧

〈国指定〉追加指定の告示

告示日	種 別	名称及び員数	所有者あるいは管理団体等	住所 (所在地)
R5. 9. 28	史跡	姉川城跡	神崎市	神崎市
R5. 9. 28	史跡	唐津松浦墳墓群（桜馬場遺跡）	唐津市ほか	唐津市

〈県指定〉新指定の告示

告示日	種 別	名称及び員数	所有者あるいは管理団体等	住所 (所在地)
R5. 4. 25 (重第 256 号)	県重要文化財 (建造物)	旧佐賀城本丸御殿 御座間及び堪忍所 一棟	佐賀県	佐賀市
R5. 4. 25 (重第 257 号)	県重要文化財 (絵画)	貴賤図（御所車）川村清雄筆 一面	唐津市	唐津市
R5. 4. 25 (重第 258 号)	県重要文化財 (考古資料)	内畑遺跡甕棺墓出土玉類・刀子 一括 附 甕棺 一点	鳥栖市	鳥栖市
R5. 4. 25 (名第 2 号)	佐賀県名勝	旧高取家住宅庭園	唐津市	唐津市

〈国登録〉新登録の告示

告示日	種 別	名称及び員数	所有者あるいは管理団体等	住所 (所在地)
R6. 3. 6 (No. 41-0131～ 41-0134)	登録有形文化財 (建造物)	旧松野家住宅（野口家住宅）主屋、小屋、門柱及び石垣、取水池 4件	個人	佐賀市

〈県登録〉新登録の告示

告示日	種 別	名称及び員数	所有者あるいは保持者等	住所 (所在地)
R5. 4. 25 〔登第1号(絵)〕	佐賀県登録文化財〔有形文化財(絵画)〕	龍造寺天満宮縁起絵	鹿子地区	佐賀市
R5. 4. 25 〔登第2号(無民)〕	佐賀県登録文化財〔無形民俗文化財〕	浮立面制作 (小森恵雲・小森恵司)	小森恵吾（小森恵雲）・小森恵司	鹿島市
R5. 4. 25 〔登第3号(無民)〕	佐賀県登録文化財〔無形民俗文化財〕	浮立面制作 (中原恵峰)	中原晋（中原恵峰）	鹿島市

国指定等告示の文化財

1) 史跡 / 令和5年9月28日告示 (追加指定 2件)

・ 姉川城跡 (神崎市)

姉川城跡は、佐賀平野の東部を流れる中地江川左岸に所在する。佐賀平野で特徴的な中世の低平地城館跡で、姉川氏の居城とされる。網の目状に水路を張り巡らせ、城域が区画される「環濠集落」的な独特の形態をとる点で、全国的にみて稀有で貴重な遺跡である。追加指定地は、史跡指定範囲内に残されている未指定地の一つで、保存整備基本構想・基本計画に基づき、整備の推進を図るため順次史跡の追加指定が進められている場所である。



姉川城跡

・ 唐津松浦墳墓群 (桜馬場遺跡) (唐津市)

唐津松浦墳墓群は、葉山尻支石墓群・大友遺跡・森田支石墓群・桜馬場遺跡からなり、弥生時代における新たな墓制受容のあり方や、唐津平野における弥生時代前期から後期に至る墓制の変遷、さらに北部九州における墓制の地域性を知る上で重要な遺跡である。桜馬場遺跡は、唐津市街地に所在する遺跡で、『魏志倭人伝』に記載された「末蘆国」の王墓と目されており、平成26年度に唐津松浦墳墓群として国史跡に指定された。追加指定地は、既指定地の隣接地で、令和3年度から4年度にかけて実施した発掘調査において、「末蘆国」王墓と目される厚葬墓と同時期の甕棺墓が初めて発見された場所である。



唐津松浦墳墓群

2) 登録有形文化財 (建造物) / 令和6年3月6日告示 (1箇所4件)

・ 旧松野家住宅 (野口家住宅) 主屋、小屋、門柱及び石垣、取水池 (佐賀市)

○所在地：佐賀市大和町大字梅野

○建設年代等：

- ・ 主 屋：木造二階建、棧瓦葺／明治42年(1891年)頃【登録基準(二)】
- ・ 小 屋：木造つし二階建、棧瓦葺／明治前期【登録基準(二)】
- ・ 門柱及び石垣：大正前期【登録基準(一)】
- ・ 取水池：大正前期、昭和40年(1965年)頃改修【登録基準(三)】

- ※登録基準(一) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
(二) 造形の規範となっているもの
(三) 再現することが容易でないもの

佐賀市街地北方の和紙産地の名尾に位置する地主の屋敷。敷地内に主屋、小屋、取水池、これらを囲う門柱と石垣を配する。主屋は入母屋造の屋根を直交し、全体に矩折れの平面とする。式台や拭漆塗仕上とした仏間など、随所に家格を示す設えを備える。小屋は座敷と物置からなる建物で、座敷は青年組の宿にも利用されるなど当地域の習俗を示す上でも貴重である。石垣は出隅部を鑄積とし、石垣との取合や端部の納まりなど取水池も、石材加工技術の高さを示す。



主屋



小屋



門柱及び石垣



取水池

8 佐賀県内指定文化財件数一覽

令和6年3月10日 現在

種 別		区 分		国	県	市 町	計		
有 形 文 化 財	重 要 文 化 財	建造物		14	21	102	137		
		絵画		2	24	18	44		
		彫刻		13	29	95	137		
		工芸品		9	42	99	150		
		書籍・典籍	国宝	1			国宝	1	
				2	5	10		17	
		古文書		5	10	23		38	
		考古資料		9	96	35		140	
		歴史資料		1	13	48		62	
小計	国宝	1			国宝	1			
		55	240	430		725			
文無 化 財形	文無重 化財形要	芸能		0	0	0	0		
		工芸技術		5	2	1	8		
		小計		5	2	1	8		
文民 化 財俗	重要有形民俗文化財			2	9	29	40		
	重要無形民俗文化財			6	20	41	67		
	小計			8	29	70	107		
記 念 物	史跡		特別	3			特別	3	
				22	47	85		154	
	名勝		特別	1			特別	1	
				1	2	0		3	
	天然 物 記念	動物		4	0	1		5	
		植物		9	14	56		79	
地質鉱物			2	2	2		6		
小計		特別	4			特別	4		
			38	65	144		247		
重要文化的景観				選定	1	0	0	選定	1
重要伝統的建造物				選定	4	0	0	選定	4
保存技術				選定	1	0	0		1
合 計					117	336	645		1,098

国 登録有形文化財（建造物）	箇所数	件数
	52	131
国 登録有形文化財（美術工芸品）	件数	点数
	1	10,311
国 登録記念物	件数	点数
	1	1
県 登録文化財	件数	
	3	

9 指定文化財の現状変更及び移動公開の状況

1 指定文化財の現状変更

〈国指定〉

県許可

No.	種別	名称	申請者（届出者）	現状変更等の概要	許可(承認)日 許可番号
1	天然記念物	カササギ生息地	九州旅客鉄道株式会社 鳥栖電力区長	新巢及び古巢除去 (基山町)	令和5年4月5日 指令5文第1号
2	天然記念物	カササギ生息地	株式会社ドコモCS九州 佐賀支店長	古巢除去 (吉野ヶ里町)	令和5年9月27日 指令5文第27号
3	天然記念物	カササギ生息地	株式会社ドコモCS九州 佐賀支店長	古巢除去 (基山町)	令和5年9月27日 指令5文第28号
4	天然記念物	カササギ生息地	株式会社ドコモCS九州 佐賀支店長	古巢除去 (みやき町)	令和5年9月27日 指令5文第29号
5	天然記念物	カササギ生息地	株式会社ドコモCS九州 佐賀支店長	古巢除去 (白石町)	令和5年9月27日 指令5文第30号
6	天然記念物	カササギ生息地	株式会社ドコモCS九州 佐賀支店長	古巢の除去 (大町町)	令和5年9月27日 指令5文第31号
7	天然記念物	カササギ生息地	株式会社ドコモCS九州 佐賀支店長	古巢除去 (江北町)	令和5年9月27日 指令5文第32号
8	天然記念物	カササギ生息地	株式会社ドコモCS九州 佐賀支店長	古巢除去 (白石町)	令和5年9月27日 指令5文第33号
9	天然記念物	カササギ生息地	株式会社ドコモCS九州 佐賀支店長	古巢の除去 (太良町)	令和5年9月27日 指令5文第34号
10	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 佐賀配電 事業所長	古巢の除去 (吉野ヶ里町)	令和5年7月3日 指令5文第13号
11	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 鳥栖配電 事業所長	古巢の除去 (基山町)	令和5年7月3日 指令5文第13号
12	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 鳥栖配電 事業所長	古巢の除去 (みやき町)	令和5年7月3日 指令5文第13号
13	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 鳥栖配電 事業所長	古巢の除去 (上峰町)	令和5年7月3日 指令5文第13号
14	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電 事業所長	古巢の除去 (江北町)	令和5年7月3日 指令5文第13号
15	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電 事業所長	古巢の除去 (白石町)	令和5年7月3日 指令5文第13号
16	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電 事業所長	古巢の除去 (太良町)	令和5年7月3日 指令5文第13号

17	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電 事業所長	古巣の除去 (大町町)	令和5年6月19日 指令5文第14号
18	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 佐賀配電 事業所長	新巣の除去 (吉野ヶ里町)	令和5年12月1日 指令5文第37号
19	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 鳥栖配電 事業所長	新巣の除去 (基山町)	令和5年12月1日 指令5文第38号
20	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 鳥栖配電 事業所長	新巣の除去 (みやき町)	令和5年12月1日 指令5文第39号
21	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 鳥栖配電 事業所長	新巣の除去 (上峰町)	令和5年12月1日 指令5文第40号
22	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電 事業所長	新巣の除去 (大町町)	令和5年12月1日 指令5文第41号
23	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電 事業所長	新巣の除去 (江北町)	令和5年12月1日 指令5文第42号
24	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電 事業所長	新巣の除去 (白石町)	令和5年12月1日 指令5文第43号
25	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電 事業所長	新巣の除去 (太良町)	令和5年12月1日 指令5文第44号
26	特別 天然記念物	コウノトリ	白石町長	捕獲および標識装 着、羽毛や血液の サンプリング	令和5年5月30日 指令5文第11号
27	特別 天然記念物	コウノトリ	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電 事業所長	古巣の除去	令和5年10月18日 指令5文第26号

国許可

No.	種別	名称	申請者(届出者)	現状変更等の概要	許可(承認)日 許可番号
1	天然記念物	伊万里湾 カブトガニ繁殖 地	伊万里市カブトガニを 守る会長	卵採取及び 飼育増殖	令和5年7月21日 5文庁第1892号
2	天然記念物	嬉野の大チャノ キ	嬉野市長	樹勢回復	令和6年3月15日 5文庁第5613号
3	特別史跡	吉野ヶ里遺跡	国土交通省九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務 所長	史跡整備 (給水管敷設)	令和5年7月26日 5文庁第2203号
4	特別史跡	吉野ヶ里遺跡	国土交通省九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務 所長	史跡整備 (給水管敷設延伸)	令和5年9月28日 5文庁第3128号

5	特別史跡	吉野ヶ里遺跡	国土交通省九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務 所長	発掘調査	令和6年3月15日 5文庁第5613号
6	特別史跡	名護屋城跡並陣 跡	佐賀県立名護屋城博物館 統括副館長	史跡整備	令和5年4月21日 5文庁第51号
7	特別史跡	名護屋城跡並陣 跡	佐賀県立名護屋城博物館 統括副館長	史跡整備 (計画変更)	令和5年11月28日 5文庁第3912号
9	史跡	おつぼ山神籠石	武雄市長	史跡整備(発掘)	令和5年4月21日 5文庁第51号
10	史跡	三重津海軍所跡	佐賀市長	発掘調査	令和5年7月21日 5文庁第1892号
11	史跡	おつぼ山神籠石	武雄市長	史跡整備	令和5年9月15日 5文庁第2667号
12	史跡	勝尾城筑紫氏遺 跡	鳥栖市長	発掘調査	令和5年10月20日 5文庁第3103号
13	史跡	大川内鍋島窯跡	伊万里市長	発掘調査	令和5年10月20日 5文庁第3103号
14	特別史跡	基肆(椽)城跡	基山町長	発掘調査	令和5年11月24日 5文庁第3545号
15	特別史跡	基肆(椽)城跡	基山町長	発掘調査 (計画変更)	令和6年3月12日 5文庁第6022号
16	史跡	おつぼ山神籠石	武雄市長	崖面保護	令和5年11月24日 5文庁第3545号
17	史跡	おつぼ山神籠石	武雄市長	崖面保護 (計画変更)	
18	史跡	勝尾城筑紫氏遺 跡	鳥栖市長	法面復旧	令和5年12月15日 5文庁第4007号
19	史跡	姉川城跡	神埼市教育委員会教育長	発掘調査	令和6年3月15日 5文庁第5613号
20	特別史跡	吉野ヶ里遺跡	国土交通省九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務 所長	発掘調査	令和6年3月15日

〈県指定〉

No.	種別	名称	申請者(届出者)	現状変更等の概要	許可(承認)日 許可番号
1	天然記念物	佐嘉城址の楠群	佐賀市長	危険枝剪定	令和5年8月30日 指令5文第17号
2	天然記念物	佐嘉城址の楠群	佐賀市長	危険木伐採	令和5年8月30日 指令5文第18号
3	天然記念物	佐嘉城址の楠群	佐賀県長	危険根切断	令和5年12月28日 指令5文第45号
4	天然記念物	佐嘉城址の楠群	佐賀県長	危険枝剪定	令和6年2月28日 指令5文第50号

5	天然記念物	佐嘉城址の楠群	佐賀県立佐賀城公園指定 管理者久保造園・アメッ クスグループ佐賀城公園 管理事務所長	危険枝剪定	令和6年2月7日 指令5文第47号
6	天然記念物	佐嘉城址の楠群	佐賀県立佐賀城公園指定 管理者久保造園・アメッ クスグループ佐賀城公園 管理事務所長	危険枝剪定	令和6年2月7日 指令5文第48号
7	史跡	鶴殿石仏群	唐津市長	防犯カメラ設置	令和5年8月23日 指令5文第16号
8	史跡	佐賀城跡	佐賀県観光課長	アート機材設置	令和5年9月6日 指令5文第25号
9	史跡	伊勢塚	NTTアノードエナジー株 式会社九州支店長	既設電柱補強	令和5年10月19日 指令5文第35号
10	史跡	吉野ヶ里遺跡	一般財団法人公園財団吉 野ヶ里公園管理センター 長	暗渠敷設	令和6年1月25日 指令5文第46号

〈史跡名勝天然記念物の現状変更許可状況報告（市許可分）〉 文化財保護法施行令第5条第4項関係

No.	現状変更対象期間	件数	報告日
1	令和5年度	44	—

※令和3年度分より文化庁への報告中止

2 指定文化財の修理

〈重要文化財〉

No.	種別	名称	申請者	修理等の概要	修理等の期間
1	歴史資料	武雄鍋島家洋学関係資料 1. 舎密開宗二編 2. 舎密開宗三編 3. 舎密開宗四編 4. 舎密開宗五編 5. [佐賀藩諸役人名簿]	武雄市	虫損・折れシワ、紙弱り、 表題外れ等の保存修理	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
2	美術工芸品 (古文書)	東妙寺文書（三十二通）	宗教法人 東妙寺	塵埃の堆積、本紙料紙の欠 失、折れ、擦れ、摩擦・毛 羽立ち、継ぎ・欠失箇所の 小口等における糊離れに 対する根本修理	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
3	建造物	吉村家住宅	所有者	屋根の葺替え、部分修理	令和4年9月1日 ～ 令和6年3月31日

〈県指定〉

No.	種別	名称	申請者	修理等の概要	修理等の期間
1	有形民俗文化財	唐津曳山 (4番曳山 源義経の兜)	唐津曳山取締役会	塗裝修復及び部分修理 下地補修塗装、金箔押し仕 上げ。破損部分は補強、補 修を行い、新規の部分は在 来仕様に倣う。	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日
2	建造物	旧三菱合資会社 唐津支店本館	唐津市	構造設計(解析モデルの更 新及び構造補強案の作成)	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日
3	建造物	伊東玄朴旧宅	神崎市	ヨシ葺き屋根・瓦屋根及び 桁上木部の設置、漆喰塗壁 替え及び耐震補強。分電盤 や火災報知器などの電気設 備工事	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日

3 指定文化財の移動及び公開、無償貸付

〈国重要文化財〉

No.	種別	名称	所有者 (保管者)	展覧会名等	展覧会 主催者	移動先・ 公開施設	展示・ 移動期間	
1	古文書	綾本墨書 明王豊太閤冊封文	大阪 歴史博物館	開館30周年記念 特別企画展 「新時代へのかけはし —文禄・慶長の役から 国交回復へ—」	佐賀県立 名護屋城 博物館	佐賀県立 名護屋城 博物館	令和5年 9月23日 ～ 令和5年 11月5日	
2	歴史資料	朝鮮国書 李昞書契 万曆三十五年正月 日、対馬藩作成	京都大学 総合博物館				令和5年 9月23日 ～ 令和5年 10月15日	
3		朝鮮国書 李昞書契 李昞別幅 対馬藩作成					令和5年 10月15日	
4		朝鮮国書 李昞書契 万曆四十五年五月 日、対馬藩作成					九州国立 博物館	令和5年 9月23日 ～ 令和5年 11月5日
5		対馬宗家関係資料 徳川家康御内書写 (目録12582)						
6		対馬宗家関係資料 徳川家康御内書写 (目録12586)						
7		対馬宗家関係資料 銅印「政尚」 (目録1)						
8		対馬宗家関係資料 銅印「順治」						

		(目録 5)					
9		対馬宗家関係資料 木印「政尚」 (目録 24)					
10		対馬宗家関係資料 木印「徳有隣」 (目録 33)					
11		対馬宗家関係資料 木印「通信符」 (目録 35)					
12		対馬宗家関係資料 「為政以德」 (目録 37)					

〈県重要文化財〉 ※継続的貸出の移動届更新分は除く

No.	種別	名称	所有者 (保管者)	展覧会名等	展覧会 主催者	移動先・ 公開施設	展示・ 移動期間
1	歴史資料	蒸気車雛形	公益 財団法人 鍋島報効会	企画展 「しまね×交通 クロニクル ー北前船から フォードまでー」	島根県立 古代出雲 歴史 博物館	島根県立 古代出雲 歴史 博物館	令和 5 年 6 月 21 日 ～ 令和 5 年 9 月 30 日
2		蒸気船雛形 (外輪船)					令和 5 年 11 月 6 日 ～ 令和 5 年 8 月 23 日 ～ 令和 5 年 11 月 10 日
3	彫刻	銅像菩薩形坐像	普明寺 (佐賀県立 博物館)	特集展示 「うるわしき祈りの美 ー高麗・朝鮮時代の 仏教美術ー」	九州国立 博物館	九州国立 博物館	令和 5 年 8 月 22 日 ～ 令和 5 年 11 月 6 日
4	書籍 典籍	紺紙金字法華経 巻第 1 および巻第 7	公益 財団法人 鍋島報効会				令和 5 年 8 月 23 日 ～ 令和 5 年 11 月 10 日
5	絵画	絹本着色 閑室元佶像	三岳寺	テーマ展 「閑室元佶 ー家康に仕えた 小城の僧侶ー」	小城市立 歴史資料 館	小城市立 歴史資料 館	令和 5 年 8 月 28 日 ～ 令和 5 年 12 月 1 日
6	考古資料	石動四本松遺跡 甕棺墓出土遺物 ー括 連弧文昭明鏡 1 面 硬玉製勾玉 2 箇 碧玉製管玉 5 箇	吉野ヶ里町 教育委員会 (佐賀県立 博物館)	特別企画展 『よみがえる邪馬 台国』「倭人伝の クニを探るⅤ ー邪馬台国と 有明のクニⅡー」	吉野ヶ里 歴史公園	吉野ヶ里 公園管理 センター	令和 5 年 9 月 12 日 ～ 令和 5 年 11 月 23 日
7		寄居古墳群 S T 01 古墳出土 ・方格規矩四神鏡 ・鉄剣	佐賀県 (小城市立 歴史資料 館)				

		・鉄斧					
8		寄居古墳群 S T01 古墳出土 ・土師器 ・土師器	佐賀県 (佐賀県立 博物館)				
9		糺島山1号及び 2号石棺墓出土遺物 ・連弧文明光鏡 ・勾玉 ・管玉 ・素環頭刀子 ・方格規矩四神鏡	佐賀県立 博物館				
10	東宮裾遺跡 甕棺墓出土遺物 ・巴形銅器 ・管玉						
11	十三塚遺跡出土鏡 ・方格規矩鳥文鏡						
12	工芸	灰釉彫文茶碗	佐賀県 (佐賀県立 九州陶磁 文化館)	特別展 「国宝と現代の 名匠「三右衛門」 —今泉今右衛門 酒井田柿右衛 中里太郎右衛門—」	宗像大社 神宝館	宗像大社 神宝館	令和5年 9月15日 ～ 令和6年 2月16日
13	鉄釉叩き耳付水指 附 鉄釉叩き蓋	唐津市 (唐津市 肥前市民 センター)	令和5年 9月19日 ～ 令和6年 2月中旬				
14	工芸	短刀 肥前国住藤原忠廣 寛永八年八月日 の銘あり	宗教法人 佐嘉神社	佐嘉神社 創建90周年記念展 「佐嘉神社と鍋島家」	公益財団 法人 鍋島 報効会 徴古館	公益財団 法人 鍋島 報効会 徴古館	令和5年 9月15日 ～ 令和5年 12月1日
15	歴史資料	多久家資料及び 後藤家資料 ・役所日記 (御屋形日記) 弘化4年9月～ 嘉永元年8月 ・寛政年中温泉 山崩之図	多久市 (多久市 郷土資料 館)	佐賀大学・小城市 交流事業特別展 『江戸時代の災害と 小城』	小城市立 歴史 資料館	小城市立 歴史 資料館	令和5年 10月23日 ～ 令和5年 12月22日
16	歴史資料	豊臣秀吉自筆書状 (五月廿二日/ おね宛) 一幅	佐賀県立 名護屋城 博物館	テーマ展 「親の心、子知らず —佐賀先人たちの 手紙—」	佐賀県立 博物館	佐賀県立 博物館	令和5年 12月1日 ～ 令和6年 2月11日
17	歴史	多久家資料及び 後藤家文書	多久市 (多久市	テーマ展 「防災の心得	佐賀県立 博物館	佐賀県立 博物館	令和6年 2月9日

	資料	・寛政年中温泉 山崩之図	郷土資料 館)	「守られてきた今・ 守りたい未来」			～ 令和6年 4月26日
--	----	-----------------	------------	----------------------	--	--	--------------------

10 令和6年度 文化財保護事業の概要

1 県内文化財の調査と適切な保存

◆調査事業

- 各種開発に伴う埋蔵文化財の試掘・確認調査
 - ・佐賀道路・有明海沿岸道路・西九州自動車道建設事業
- 各種開発に伴う埋蔵文化財の本発掘調査
 - ・佐賀道路路線内文化財発掘調査（「藤三郎屋敷遺跡」発掘調査・整理作業）
- 佐賀県「歴史の道」調査事業（平成29～令和7年度）
 - ・詳細調査…佐賀・神埼方面他　・報告書作成…『山越えの道』
- 一般土地開発、公共事業に係る調整等（埋蔵文化財の保存と活用）
- 文化財調査研究資料室の運営、横武埋蔵文化財収蔵庫の管理

2 指定文化財の整備と後世への継承

◆保存整備事業

- 吉野ヶ里遺跡の発掘調査及び保存・活用
 - ・日吉神社境内地跡の発掘調査
 - ・古代編3（建物跡）に伴う整理作業
- 名護屋城跡並びに陣跡の発掘調査・整備
- 「名護屋城跡並陣跡」保存活用計画策定（R5～6『陣跡編』作成）
- 「九年庵庭園」修復工事実施設計
- 九年庵庭園石垣修理工事

◆保護管理事業

- 県指定及び登録文化財候補の調査・指定及び登録
- 肥前古陶磁窯跡の保存・継承（警察との合同会議、関係者への啓発）
- 文化財保存整備事業費補助（市町等が行う各種事業への助成）
- 史跡等維持管理委託（維持管理に対する助成）
- 国・県指定文化財パトロール（文化財保護指導員による巡視・点検）
- カササギ保護対策（幼鳥等の保護、各機関の現状変更に対する確認）
- 銃砲刀剣類登録事務（登録審査会の開催、登録事務）
- 世界遺産（明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業）整備・取組への支援

3 文化財に対する県民の理解の促進

◆普及啓発事業

- 文化財保護強化キャンペーン
 - ・文化財保護強調週間（11/1～11/7）
 - ・文化財防火デー（1/26）
- 九州地区民俗芸能大会（11/10 @熊本県八代市）
- 調査研究事業
 - ・古代歴史文化に関する共同調査研究事業（第3期）
- 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業
 - ・吉野ヶ里遺跡普及啓発事業（体験事業・パネル展）
 - ・「さがヲほるー佐賀県発掘調査速報2024ー」展覧会（9/7～10/14 於：佐賀県立博物館）
- 吉野ヶ里遺跡活用推進事業（シンポジウム開催、石棺墓レプリカ作成）

1 1 令和6年度 文化課事業の概要（事業計画）

事 項 名	内 容 説 明
<p>○ 多彩な文化芸術の振興</p>	<p>「佐賀さいこうフェス vol. 9」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内外で活躍する佐賀県ゆかりのアーティストのパフォーマンスを通じて、県民が多様な文化芸術に触れられる機会を創出 <p>障がいのある人の文化芸術活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀県障害者芸術文化活動支援センターの設置 ・ 「関係するアート展 vol. 4」の開催 ・ 第24回佐賀県障がい者文化芸術作品展の開催 <p>アーツコミッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内のアーティストやクリエイター等が県内の様々な場所や空間で新たな文化シーンの創出にチャレンジする文化芸術祭「LiveS Beyond II」の開催 <p>文化芸術活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の文化技術団体の舞台応援や作品展示活動への補助 <p>第74回佐賀県美術展覧会（県展）の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民に創作活動の発表の場と美術鑑賞の機会を提供 <p>市村記念体育館の活用（ICHIMURA Future Design Project(仮)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利活用基本計画に示した事業の実践・展開を目指すプロジェクトの推進（フォーラム等）
<p>○ 豊かな文化・歴史の継承と魅力発信</p>	<p>「はじまりの名護屋城。」プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 唯一無二の歴史がある特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」及び名護屋城博物館の訪問価値の向上を図り、文化ツーリズムを創造する取組 <ul style="list-style-type: none"> － 名護屋城博物館常設展示の一部リニューアル（R5～6年度） － 前田利家陣跡の整備（R6～10年度） － 陣跡周遊サインを活用した陣跡巡りの促進 － 「黄金の茶室」「草庵茶室」の復元、活用 － 「第4回名護屋城大茶会」により、エリアに人を呼び込み、エリア周遊をブラッシュアップ

事 項 名	内 容 説 明
<p>○ 豊かな文化・歴史の継承と魅力発信</p>	<p>幕末維新期の偉業や偉人の顕彰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 没後 150 年を迎える江藤新平、島義勇の顕彰 ・ 第 7 回さが維新まつりの開催（実行委員会事務局） ・ 肥前さが幕末維新博覧会のレガシーとして設置したモニュメント等の管理及び情報発信 ・ 博物館・美術館及び佐賀城本丸歴史館に設置した肥前さが幕末維新博覧会の展示コンテンツの運営 ・ 日本初の鉄道遺構「高輪築堤」の実物の石を活用した再現展示の管理及び情報発信 <p>日本遺産「肥前窯業圏」に係る情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀・長崎両県にまたがる肥前窯業圏の豊かな陶磁文化の価値を発信し、文化ツーリズムを創造する取組 ・ 県内 5 産地（有田、伊万里、嬉野、唐津、武雄）の若手人材を活用した若者向け商品開発及び情報発信（HIZEN 5） ・ 若者をターゲットにやきもの文化の発信を目的にしたクリスマスイベントの立ち上げ <p>世界遺産登録地の活用・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産登録地の活用・推進地元市との協働による三重津海軍所のインタープリテーション（理解促進・情報発信） <p>伝承芸能の次世代への継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 7 回佐賀県伝承芸能祭の開催 ・ さが祭時記まつりびと（県内に伝わる伝承芸能の映像コンテンツ作成等、映像による継承） <p>基肄城の認知度向上の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別史跡である基肄城跡の認知度向上を図る基山町のプロジェクトを支援 <p>県立宇宙科学館と JAXA との協働による宇宙教育プログラムの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JAXAGA SCHOOL の開校（小・中学生） ・ 超小型人工衛星（キューブサット）の打上、運用（高校生）
<p>○ その他</p>	<p>文化芸術活動に関する名義後援の受付・審査・承認</p> <p>文化功労者に対する表彰（地域文化功労者表彰）他各種表彰</p>

1 2 文化財指定理由

- | | |
|--------------|--|
| 1 種 別 | 佐賀県重要文化財（工芸品） |
| 2 名称及び員数 | <small>いろえりゆうほうおうもんふたつきおおつぼ</small>
色絵龍鳳凰文蓋付大壺 1点 |
| 3 指定年月日 | 令和6年 月 日（重第 号） |
| 4 所在の場所 | 西松浦郡有田町原明乙111番地
(深川製磁株式会社 チャイナ・オン・ザ・パーク) |
| 5 所有者の氏名及び住所 | 深川製磁株式会社 西松浦郡有田町原明乙111番地 |
| 6 概 要 | |

明治の有田焼は、万国博覧会¹⁾を契機として世界で再び脚光を浴びるようになる。幕末期、佐賀藩は積極的な近代化政策により国内で最も欧米の事情に通じた藩の一つとなっており、慶応3年（1867）の第2回パリ万博には幕府と薩摩藩とともに初出品を行っている。明治時代に入り、政府の近代化政策によって海外、とりわけ欧米市場への進出が期待されるようになり、その足がかりとして万国博覧会への出品が重要視されていく。明治政府として初めて参加した明治6年（1873）のウィーン万博、明治9年（1876）のフィラデルフィア万博、明治11年（1878）の第3回パリ万博等には六尺（約1.8m）の大花瓶や三尺（約0.9m）の大皿が出品されるなど、欧米の観覧者たちを魅了し評価を獲得していった。

本作品は、深川製磁の創立者である深川忠次が制作に3年余りの年月をかけて完成させた一対の大壺のうちの1点である。忠次はこの作品を携えて明治33年（1900）の第5回パリ万国博覧会、続く明治37年（1904）のセントルイス万国博覧会に参加し、それぞれ金牌、金賞を受賞している²⁾。

深川忠次（1871～1934年）は、明治8年（1875）に設立された香蘭社の創設者である八代深川栄左衛門の次男で、東京高等商業学校（現一橋大学）で学び、栄左衛門の指導のもと香蘭社にて販売業務に従事し、明治26年（1893）にはシカゴ万国博覧会へ出品人代表として渡米、1年間海外を視察している。帰国後、明治27年（1894）に24歳の若さで独立して深川製磁を設立し、明治33年（1900）に開催された第5回パリ万博には佐賀県出品総代人として出席している。欧米各国を巡り、欧米の製陶技術の導入にも熱心で、明治37年（1904）のセントルイス万博後にはヨーロッパ各地の窯業地を視察し、最新機材であるエイログラフ（圧搾空気による絵付け機械）を導入して染付の手法に技術革新を行うなど、海外で得た知識や情報を自社製品の製造に大いに役立てることで、深川製磁は国内外の市場での競争力を増し、欧米への輸出も拡大した。

深川製磁は明治43年（1910）に宮内省御用達を拝命、明治44年（1911）には企業形態を陶磁器会社としては珍しかった株式会社（筆頭株主は侯爵鍋島直映）とし、アメリカにおいて販路を拡大していることが新聞で報じられるなど、明治後半に事業を拡大し、香蘭社とともに有田における中心的な窯元として台頭、国内有数の陶磁器メーカーへと発展し、令和6年（2024）は創立から130年を迎える。

本作品の魅力は、その大きさと壮麗な意匠にある。有田焼の大物作りの技術は江戸前期からあり、元禄時代（1688～1704）には高さが1m程の大壺が作られてヨーロッパへ盛んに輸出され、江戸末期から明治初期になるとさらに大型の花瓶や皿が作られるようになった。大作は一般に絵がラフなものが多く、画面が大きいと描く文様が大きくなりがちであるが、本作品は高さが2mを越え、離れて眺めればその威容に圧倒される大物でありながら驚くほど丁寧で細密に文様が描かれており、有田焼の伝統技法を細部にまで施しながらも、緊張感のある形姿がとても美しく仕上げられている。

本作品は、「本体」・「蓋」・「台座」からなり、さらに蓋は宝珠と冠から構成されており、台座は三足である。寸法は、総高204cm、最大径67cm、蓋高54cm、台座高31.5cmである。蓋裏の縁の部分まで丁寧に絵付けされており、蓋裏と台座裏には上絵の赤で富士山に流水のマ

ークとともに「大日本肥前國有田 深川製」の銘が記されている。生産地を記入した上、トレードマークの富士と深川製を合わせて銘入れしているのは当時としては珍しく、貿易を意識した手間であり、深川製の銘を囲むように穴があげられているのは、蓋の宝珠部と冠部とを麻縄で結ぶためのもので、このように蓋が2つのピースからなるのも陶磁器としてはたいへん珍しく、搬入・搬出を無事にこなすため別梱包できるよう工夫されたものと考えられる。

有田焼は伝統的に分業によって制作され、成形と絵付けのほか、釉薬掛けや窯焚きもそれぞれの専門による複雑な工程を経てできあがるもので、特に大物作りにおいては共同作業による制作方針の貫徹において強い意志が必要となる。本作品の成形には大物作りの第一人者で明治の天才ろくろ師とよばれた井手金作、宝珠の龍は磁器細工の名工とうたわれた二宮都水と伝えられ、特に、大きさの割に壺の下部が非常に細く引き締まる点は、技術の限界まで形を追求したもので、絵付けにも当代一流の職人が関わるなど、長年にわたって蓄積された有田焼の技術を結集した明治有田の集大成として、世界にむけて最高のものを作るという忠次の心意気と指揮力が窺える作品である。

本作品の特筆すべき点はその形姿を生んだろくろ技術である。本体は3つのパートに分けてろくろで仕上げた後に接合して焼成されたもので、その接合作業は窯の中で行われ、焼成後に窯を壊して取り出されたまさに一本作りである。本来ならその接合部分は焼成時の収縮比率によって割れてしまうところ、胴下部を細く絞り込んでいるにもかかわらず、高火度に耐えて胴上部をしっかりと支え、緊張感のある見事なフォルムを作り出している。また、これほどの大物でありながら台座を三足として水平を保っている点や、クラックやヒビが入りやすい台座上部のヒレの意匠など、常識的には破綻するような造作にあえて挑戦して見事に完成させた超絶の技法が窺える。

色調は全体的に華やかで、染付の藍色に上絵の金と赤という古伊万里様式の典型的な配色である。画面は染付によって蜀江文様を基調として区画された幾何学文の窓の中に上絵で多くの吉祥文様が盛り込まれ極めて詳細に描かれており、海外事情に精通した忠次による世界からの評価を意識したデザイン構成が窺えるものである。

窓絵には龍、鳳凰、獅子、松竹梅、菊等が表され、その背景には七宝繫ぎ文、雷文、海松文、青海波文、四方襷文、毘沙門亀甲文、麻の葉文、点文、亀甲繫ぎ文等、ありとあらゆる地文様が施されており、金地に金模様が描かれた部分は漆の蒔絵を想起させる。また、本体下部には背景に金の点描がみられる白色の唐花風の彫り文様があり、細く絞り込んだ胴下部をさらに引き締めている。さらに、二宮都水によるものと伝えられる宝珠の龍は、髭の一本一本が緻密に生き生きと表現され、当時の有田焼の技術には見られない緻密な陽刻が施され作品に躍動感を与えている。

また、本作品は、本来一対で作られて第5回パリ万博に出品され、日本館の顔となるエントランスを飾ったもので、一方は深川製磁に残り、もう一方は明治37年(1904)のセントルイス万博後にアメリカに残され、現在テンプル大学に保管されている。深川製磁では、万博終了後、本作品を門外不出の社宝として奥深く收藏し、佐賀を出したのは平成13年(2001)の明治神宮創建80周年を記念して東京に出展した1回のみである。その後、平成6年(1994)の深川製磁創立100周年を機に世界に誇る技術の継承を目的として公開されることになり、現在もチャイナ・オン・ザ・パーク忠治館で一般に広く公開されている。

7 指定の理由

本作品は、深川製磁創立から間もなく参加が決定した第5回パリ万国博覧会にむけて、創立者である深川忠次の指揮のもと、それまでに蓄積された有田焼の技術を惜しむことなく盛り込んで制作された明治有田焼における大物の名品である。高さが2mを超える大物でありながら技術の限界まで追求された形姿や造作、細密に施された彫刻や点描、埋め尽くされた壮麗な文様とその構成は超絶技法として明治有田磁器の集大成とよべる作品である。また、パリとセントルイスの万国博覧会にて受賞し、パリ万博では日本館の顔となるエントランスを飾るなど、世界に有田焼の名声とブランド力を高めた功績は大きく、深川忠次による欧米

からの技術導入や海外市場の開拓の契機となり、明治期における有田焼の海外貿易を発展させた記念碑的作品として価値が高い。また、海外へ出品された大物の作品でありながら完品のまま現在まで伝えられ、一般にも広く公開されている点も評価される。

よって、佐賀県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき佐賀県重要文化財に指定し、その保存及び活用を図るものである。

【註】

- 1) 最初の国際博覧会は嘉永4年(1851)に開催されたロンドン万国博覧会。
- 2) 受賞に関する記録は、『明治期万国博覧会 美術品出品目録』(中央公論美術出版、平成9年5月20日)にあり(第5回パリ万国博覧会 pp. 321-322、セントルイス万国博覧会 pp. 356-358)。第5回パリ万国博覧会は、明治33年(1900)4月15日～11月12日に開催され入場者数は約5,086万人。セントルイス万国博覧会(アメリカ合衆国ミズーリ州)は、明治37年(1904)4月30～12月1日に開催され入場者数は約1,970万人。とりわけ第5回パリ万博は、歴代パリ万博の中で規模、出品数、入場者数において最大規模であり、日本は法隆寺金堂をイメージした日本館を建造し、791点(絵画275件、美術的工芸229件、彫刻119件、建築73件)にのぼる美術品を展示した。留学中の夏目漱石も博覧会を訪れ、「日本の陶器、西陣織、尤も異彩を放つ」と日記に記している。

8 その他参考となるべき事項

(参考文献)

- ・ 鈴木由紀夫「1900年パリ万博出品の大花瓶－明治有田の集大成」
- ・ 『明治有田 超絶の美』株式会社世界文化社、2015年9月10日
- ・ 『有田焼創業四百年記念 明治有田超絶の美 万国博覧会の時代 論考集』西日本新聞社、2015年9月5日
- ・ 『明治の万国博覧会〔Ⅲ〕新たな時代へ』(霞会館資料第39輯)一般社団法人霞会館、2017年10月
- ・ 『明治期万国博覧会 美術品出品目録』中央公論美術出版、平成9年5月20日
- ・ 秋澤 光「公開資料からみた深川製磁・初代の創業意志と事業開発」ファミリービジネス学会誌第11号 pp. 5-20、2023年
- ・ マリエル・セマル「包む・日本の包装芸術」『包 日本の伝統パッケージ 淡交ムック』pp. 116-126、株式会社淡交社、1995年4月26日



明治33年(1900)パリ万国博覧会 日本館エントランス

『千九百年巴里萬國博覧會 臨時博覧會事務局報告 下』(明治35年3月30日発行、農商務省)



色絵龍鳳凰文蓋付大壺(全景)

(総高 204cm、最大径 67cm、蓋高 54cm、台座高 31.5cm)



獸面の取手



窓の構成と文様



細密な窓絵と文様



本体下部の陽刻と台座のヒレ



銘とトレードマーク(台座裏)

令和5年度 県重要文化財（考古資料）指定候補

- | | |
|--------------|---|
| 1 種 別 | 佐賀県重要文化財（考古資料） |
| 2 名称及び員数 | 仁田埴輪窯跡出土埴輪 一括
<small>に た ほ に わ か ま</small> |
| 3 指定年月日 | 令和 年 月 日（重第 号） |
| 4 所在の場所 | 佐賀県神埼市鶴 3658-2
(佐賀県文化財調査研究資料室) |
| 5 所有者の氏名及び住所 | 佐賀県 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号 |
| 6 概 要 | |

仁田埴輪窯跡は、脊振山地から派生する山麓付近の北向き丘陵斜面に所在する仁田古墳群内に位置している。仁田古墳群は、平成19年度に西九州自動車道建設に伴い、佐賀県が主体となって発掘調査を行った。

調査の結果、県内では初めて確認された古墳時代中期の埴輪窯跡1基と関連する遺構を検出した。この埴輪窯跡は、遺存状態が良好で、その規模や構造を知ることができる重要な遺構として、平成24年に佐賀県史跡に指定した。

今回指定対象とした埴輪31点は、窯跡本体（S0405）とその上面（SX401）、窯跡周辺のSK419土坑とSX410不明遺構からの出土品で、その内訳は、円筒埴輪16点、朝顔形埴輪5点、形象埴輪10点（蓋形埴輪2点、家形埴輪7点、犬形埴輪1点）である。

円筒埴輪には、2条3段（1～9）と3条4段（10～16）の大小2種類がある。

2条3段の円筒埴輪は、高さ25.4cm～36.5cm、口径20.6cm～29.2cm、底径16.8cm～20.9cm、突帯の断面形態は方形又は台形である。円形の透かし孔の位置は2段目で、対角に一对施される。

3条4段の円筒埴輪は、高さ45.4cm～47.6cm。口径29.0cm～35.6cm、底径21.9cm～27.0cm、突帯の断面形態は、方形又は断面M字形である。円形の透かし孔は、対角に一对施されている。透かし孔の位置は3段目が多く、一部2段目にもみられる。

朝顔形埴輪（17～21）は、破片資料であるが、高さ70cmを超える大型品に復元できる。いずれも4条5段で口縁部は大きく開き、口径42.0cm～53.0cm、底径10.8cm～12.8cmである。突帯の形状は、台形又は突帯端面に段を有する2種類がある。円形の透かし孔は、2段目と4段目に配置され、それぞれ対角に一对施される。

円筒埴輪及び朝顔形埴輪の外表面調整は、タテハケ後にヨコハケ調整を行うが、外表面にタタキ状の格子目文を施す円筒埴輪及び朝顔形埴輪が6点存在する。タタキ状の格子目を残す円筒埴輪及び朝顔形埴輪は、九州では初めての出土であり、関東や関西の一部の出土品を除いて埴輪の外表面に施されることはないことから、希少性の高いものである。

形象埴輪（22～31）には、蓋形埴輪（22・23）2点、家形埴輪（24～30）7点、犬形埴輪（31）1点がある。

蓋形埴輪は、有立飾式無肘木式で、立飾り部及び笠部から台部にかけての破片（22）と笠部の一部（23）がある。蓋形埴輪（22）の立飾り部は、^{ひれ}鱭や透し孔はなく線描きで表現されている。笠部は2条の沈線が、台部は笠部との境に突帯が巡る。軸受け部がないタイプで、笠部上面から直接立飾り部の軸を差し込む。笠部の破片（23）は、軸受け部がないタイプで、赤色顔料が塗布されている。

家形埴輪（24～30）は、いずれも破片資料で、屋根の一部と壁体部から裾廻部分に分けられる。屋根は入母屋造りの上屋根（24・27）と入母屋の下屋根部分（25・26）と考えられるものがある。入母屋造りの上屋根の破片（24）には、棟木の状に鱭飾りの突起が配置され、葺き下ろされた平側には、垂木様の表現の間に網代模様が市松状に配されている。

家形埴輪の下部構造が分かる資料（30）は、壁体中央部付近を裾廻突帯が全周し、その下部には3方向に方形の透かしが施される。

犬形埴輪（31）は、高さが25.5cmで頭部から右脚と^{でんぶ}臀部から右後脚が残る。頭部は、^{かがく}下顎の大部分が欠損しているが、残りの形状から口はわずかに開くと考えられる。また、脚部下端には指が4本明瞭に作り出されていることから、犬形埴輪の中でも古い時期と考えられる。

出土した埴輪の製作年代は、円筒埴輪のヨコハケの形状や突帯の間隔、口縁部や突帯の特徴から近畿の埴輪編年IV期である5世紀中頃と考えられる。

なお、仁田埴輪窯跡で生産された埴輪の供給先は、現段階では不明である。

7 指定の理由

仁田埴輪窯跡の埴輪群は、県内で調査された唯一の埴輪窯跡とその周辺から出土したもので、5世紀中頃の埴輪窯（窖窯）導入初期に作られていることから希少性が高い。また、外面にタタキ状の格子目文を施す円筒埴輪や朝顔形埴輪が認められることから、埴輪製作に朝鮮半島系の土器製作技術の影響が考えられる。

さらに形象埴輪は古墳出土品を含めても、県内では出土例が少なく、全体の形状をうかがい知ることができる資料として貴重である。

仁田埴輪窯跡出土埴輪は、古墳時代の窯業生産を知るうえで極めて重要であり、且つ地方の埴輪窯で生産される円筒埴輪や朝顔形埴輪、形象埴輪を理解するうえで学術的価値が高い資料である。

以上のことから、佐賀県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき佐賀県重要文化財に指定し、その保存及び活用を図るものである。

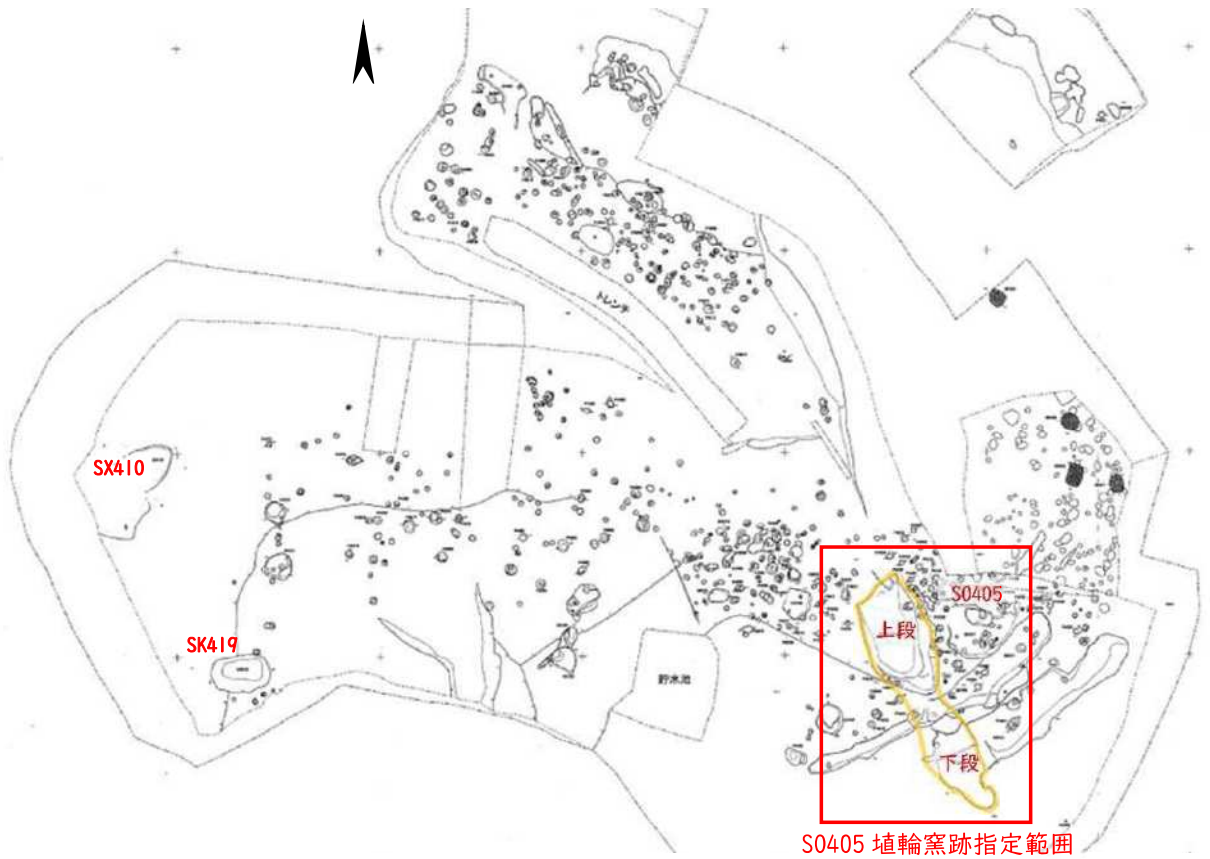
8 その他参考となるべき事項

(参考文献)

- ・佐賀県教育委員会（2011）『仁田古墳群Ⅱ』佐賀県文化財調査報告書第188集
- ・川西宏幸（1978）「円筒埴輪総論」『考古学雑誌 第65巻2号』 日本考古学会
- ・（公財）唐津市文化事業団（2013）『平成25年度唐津の歴史文化企画展 焼き上がった埴輪たち』仁田埴輪窯跡佐賀県史跡指定記念展
- ・埴輪検討会事務局（2022）「蓋形埴輪」「家形埴輪」「動物形埴輪」『埴輪の分類と編年 埴輪検討会シンポジウム2022資料集』 埴輪検討会
- ・今西康宏（2023）「動物埴輪の構成と展開」『埴輪から見た王権と社会』季刊考古学 163 雄山閣



仁田古墳群及び仁田埴輪窯跡の位置



仁田古墳群及び仁田埴輪窯跡の遺構配置図

指定品一覧表（仁田埴輪窯跡出土埴輪）Ⅰ

	名称	出土遺構	遺物番号	法量 (cm) ※()は復元又は残存			主たる特徴・特質等	報告書 図版番号
				器高 又は高さ	口径 又は長さ	底径 又は幅		
1	円筒埴輪	SO405	08003830	(27.7)	29.2	—	※円筒埴輪及び朝顔形埴輪の孔は、基本1対であるが遺存状況により確認できないものもある。 調整：タテハケ後Bc種ヨコハケ/ヨコハケ、ナデ 突帯貼付け後ナデ 2段目に透かし孔1箇所 透かし孔横にヒゲ状のヘラ記号	図IV-6-3
2	円筒埴輪	SK419	08003799	(25.7)	—	24.2	調整：タテハケ後Ca種ヨコハケ/ナメハケ、ナデ 2段目に透かし孔1箇所	図III-34-14
3	円筒埴輪	SK419	08003791	25.4	20.6	16.8	調整：格子目状文様、ケズリ、粗いナデ/ナデ 突帯貼付け後ヨコハケ 底面へラ切り 離し 2段目に透かし孔2箇所	図III-35-15
4	円筒埴輪	SK419	08003793	28.7	25.2	19.5	調整：タテハケ後ヨコハケ/ナデ 突帯貼付け後ヨコハケ 2段目に透かし孔2箇所	図III-30-6
5	円筒埴輪	SK419	08003863	32.9	23.8	17.8	調整：Bc種ヨコハケ/ナデ 2段目に透かし孔2箇所	図III-29-4
6	円筒埴輪	SK419	08003790	33.9	23.8	18.3	調整：タテハケ後Bd、c種ヨコハケ、Ca種ヨコハケ/ナデ、指頭圧痕、ヨコナデ 突帯 貼付け後ヨコハケ 2段目に1対の透かし孔、片方にはヒゲ状のヘラ記号	図III-28-1
7	円筒埴輪	SK419	08003864	34.3	26.9	21.5	調整：タテハケ後Bc、Bd種ヨコナデ/ナデ 突帯貼付け後ナデ 2段目に透かし孔2箇所 透かし孔横にXのヘラ記号	図III-33-12
8	円筒埴輪	SK419	08003862	35.4	24.2	20.2	調整：タテハケ後Bc種ヨコハケ、Ca種ヨコハケ/ナデ、ナメハケ コハケ 2段目に透かし孔2箇所 透かし孔横にヒゲ状のヘラ記号	図III-29-3
9	円筒埴輪	SK419	08003792	36.5	(27.4)	20.9	調整：タテハケ後Bc、Bd種ヨコハケ/不明 突帯貼付け後ヨコハケ 2段目に透かし孔2箇所、うち片方にヒゲ状のヘラ記号	図III-31-9
10-1	円筒埴輪	SO405	08003844	(13.6)	32.0	—	調整：格子目状文様/ナデ 口縁部外面ナデ	図IV-11-14
10-2			08003843	(13.4)	—	—	調整：格子目状文様/ナデ 透かし孔あり	図IV-11-15
11	円筒埴輪	SK419	08003836	(38.1)	32.0	—	調整：タテハケ、タテハケ後Ca種ヨコハケ/ナメハケ、部分ナデ 突帯貼付け後ヨコナデ 3段目に透かし孔1箇所 横向きのL字形ヘラ記号	図III-32-10
12	円筒埴輪	SO405埋土	08003798	(31.5)	—	21.9	調整：格子目状文様、ケズリ/ナデ 3段目に透かし孔あり1箇所	図III-26-6
13	円筒埴輪	SO405	08003867	45.4	31.7	26.2	調整：タテハケ後ヨコハケ/ヨコハケ、ナデ 突帯貼付け後ヨコハケ *摩擦のためヨコハケの種別判定出来ず 3段目に透かし孔2箇所	図IV-7-4

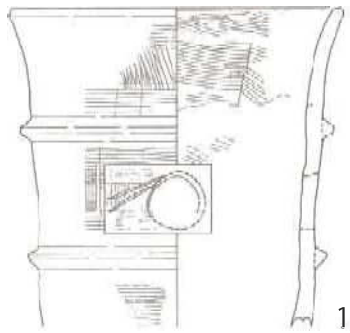
指定品一覽表（仁田埴輪窯跡出土埴輪） 2

	名称	出土遺構	遺物番号	法量 (cm) ※()は復元又は残存			主たる特徴・特質等	報告書 図版番号
				器高 又は高さ	口径 又は長さ	底径 又は幅		
14	円筒埴輪	SO405	08003861	46.3	29.0	22.9	※円筒埴輪及び朝顔形埴輪の孔は、基本1対であるが遺存状況により確認できないものもある。 調整：タテハケ後Ca種ヨコハケ/ナメハケ、ナデ3段目に透かし孔2箇所 横向きのL字形のへら記号	図IV-8-6
15	円筒埴輪	SO405	08003809	47.6	35.6	25.3	調整：タテハケ後Ca種ヨコハケ/ヨコハケ、ナメハケ、ナデ 突帯貼付け後ヨコハケ3段目に透かし孔2箇所	図IV-10-11
16	円筒埴輪	SX401	08003865	49.8	25.9	22.2	調整：タテハケ後Bc種ヨコハケ/ナデ? 突帯貼付け後ヨコハケ3段目に透かし孔2箇所 透かし孔両端にヒゲ状のへら記号	図III-15-1
17	朝顔形埴輪	SX401	08003797	(59.6)	42.0	—	調整：タテハケ、Bd種ヨコハケ/ナメハケ、ナデ 突帯貼付け後ヨコハケ透かし孔あり3箇所 (4段目:2箇所 (一対)、2段目:1箇所)	図III-22-23
18	朝顔形埴輪	SO405	10000696	(7.2)	53.0	—	調整：タテハケ/ヨコハケ ※08003859と同一個体	図IV-12-16
19	朝顔形埴輪	SX410	08003868	(31.6)	—	—	調整：タテハケ後Ca?種ヨコハケ、ナメハケ/ナメハケ、ナデ 突帯貼付け後ヨコハケ 4段目に透かし孔1箇所 ※SX410唯一の朝顔形埴輪	図IV-12-17
20	朝顔形埴輪	SO405	08003858	(54.1)	—	23.8	調整：ケズリ、格子目状文様後タテハケ、格子目状文様後Ca?種ヨコハケ タテハケ後Ca種ヨコハケ/ヨコハケ、ナデ 突帯貼付け後ヨコハケ透かし孔は2段目と4段目に各2箇所に (二対)	図IV-13-18
21	朝顔形埴輪	SO405	08003866	(54.1)	—	23.2	調整：ケズリか、格子目状文様後タテハケ、格子目状文様後タテハケ後Ca種ヨコハケ、タテハケ後Ca種ヨコハケ後一部タテハケ/ヨコハケ、ナデ、指頭圧痕 突帯貼付け後ヨコハケ ※遺存状態が悪いため、孔は未確認	図IV-14-19
22-1	蓋形埴輪	SX410	10000741	30.0	38.7	—	調整：タテ、ヨコハケ後ナデ ※透かしの代わりに線刻で方形を刻む	図III-39-5
22-2			10000742	24.3	45.8	—	調整：ヨコハケ後ナデ、ナメハケ、ケズリ後ナデ/ナメハケ後ヨコハケ ※台部の上端をへら状工具で整える。有立飾式無肘木付蓋形埴輪 (軸受部なし) 外面及び内面の一部に褐色が残る (赤色顔料の痕か)	図III-39-6
23	蓋形埴輪	SO405	10000739	5.6	42.0	—	調整：ハケメ後ナデ/ハケメ後ナデ 赤色顔料が塗布されている	図IV-18-38
24	家形埴輪	SX410	10000738	18.5	38.5	21.7	調整：粗いハケメ 上屋根部分は網代模様を市松状に配する 鰭飾りの突出度は小さく、屋根と一体化 平側内面に接合痕が残る	図III-38-4

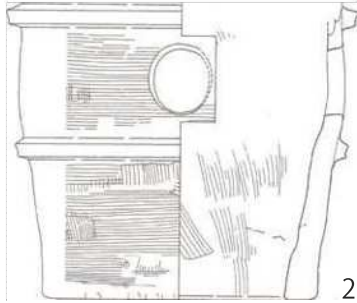
指定品一覧表（仁田埴輪窯跡出土埴輪） 3

	名称	出土遺構	遺物番号	法量 (cm) ※()は復元又は残存			主たる特徴・特質等	報告書 図版番号
				器高 又は高さ	口径 又は長さ	底径 又は幅		
25	家形埴輪	SK419	10000711	15.6	23.3	7.5	※円筒埴輪及び朝顔形埴輪の孔は、基本1対であるが遺存状況により確認できないものもある。 調整：ナデ/ナデ ※SK419唯一の形象埴輪	図III-35-16
26	家形埴輪	SO405埋土	10000705	9.5	13.2	12.5	— SX401No.78とS0405No.18が接合	図III-27-8
27-1	家形埴輪	SX401	10000733	18.5	14.5	19.4	調整：ナデ 上屋根部分に網代模様を市松状に配し、屋根頂部に鱗飾りが残り、上屋根頂部内面に接合痕が残る *10000712、1000715、1000707、10000713と同一個体	図III-23-24
27-2			10000707	—	29.1	14.9	— 10000733と同一個体	図III-23-27
27-3			10000712	7.1	8.8	13.9	— 1000715	図III-23-25
27-4			10000715	—	10.9	5.7	— 10000733と同一個体	図III-23-26
27-5		SO405埋土	10000713	8.0	7.7	6.8	— ※SX401(10000733、10000707、10000712.)と同一個体	図III-27-7
28-1	家形埴輪	SO405埋土	10000730	22.4	29.0	—	調整：一部ナデ/— SX401No.38、73、85とS0405西I区①層、C-5トレンチ3が接合	図III-27-9
28-2			10000734	22.8	27.8	—	調整：ナデ/— ※10000730と同一個体SX401No.97、S0405No.17が接合	図III-27-10
29-1	家形埴輪	SO405	10000725	—	22.4	—	— 裾廻突帯片	図IV-16-21
29-2			10000719	—	8.3	—	調整：ナデ 裾廻突帯片	図IV-16-22
29-3			10000722	—	14.4	—	調整：ナデ 裾廻突帯片	図IV-16-23
29-4			10000727	—	10.1	—	— 裾廻突帯片	図IV-16-24
29-5			10000723	8.4	17.9	—	— 裾廻突帯片から基部片	図IV-16-25
29-6			10000728	—	39.9	14.7	調整：ナデ、指頭圧痕 裾廻突帯片*10000729と同一個体	図IV-16-26
29-7			10000729	7.4	39.9	—	調整：ヨコナデ *10000728と同一個体	図IV-16-27
29-8			10000724	6.6	11.6	—	— 基部片	図IV-16-28
30	家形埴輪	SO405	10000735	20.4	29.7	28.2	調整：内外面ともヨコハケ後ナデ 突帯貼付け後ヨコハケ基部の透かし孔は方形、3方向（長軸1、短軸2）	図IV-15-20
31-1	犬形埴輪	SO405	10000698	25.5	27.5	12.6	調整：顔部部分から胴部にかけてナデか 右前脚部分はケズリ後ナデ ※頭部は下顎が欠損	図IV-19-42
31-2				15.2	13.2	10.4	調整：右後脚部分はケズリ後ナデ ※IV-19-42と同一個体	図IV-19-43

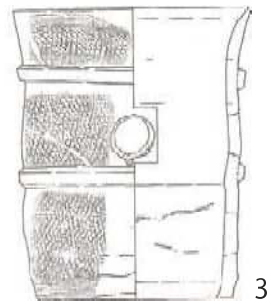
仁田埴輪窯跡出土埴輪 (図版 1)



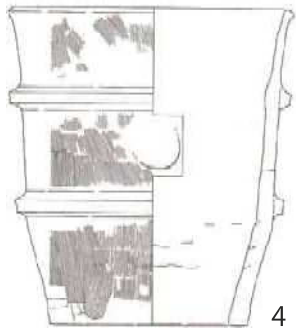
1



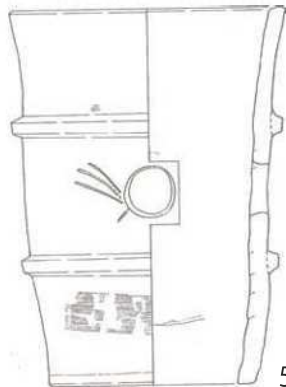
2



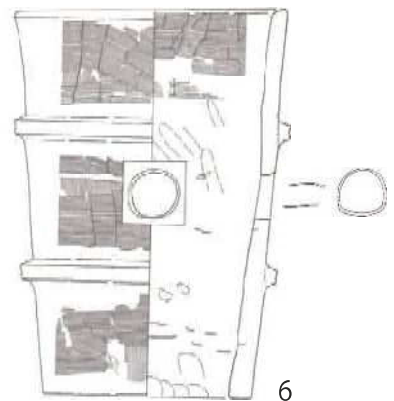
3



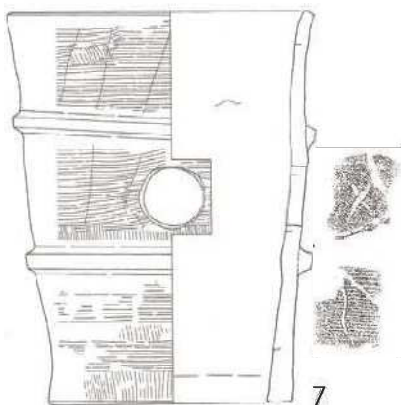
4



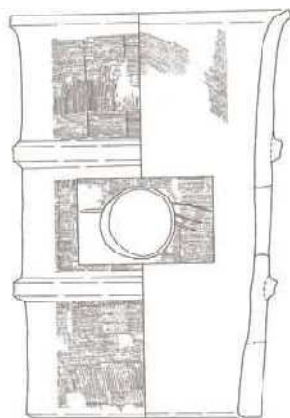
5



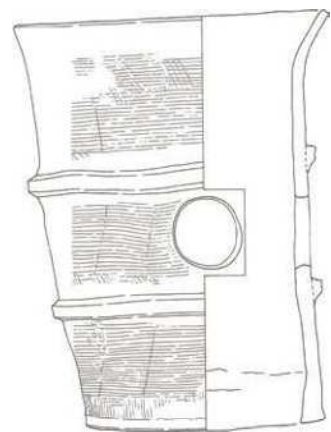
6



7



8

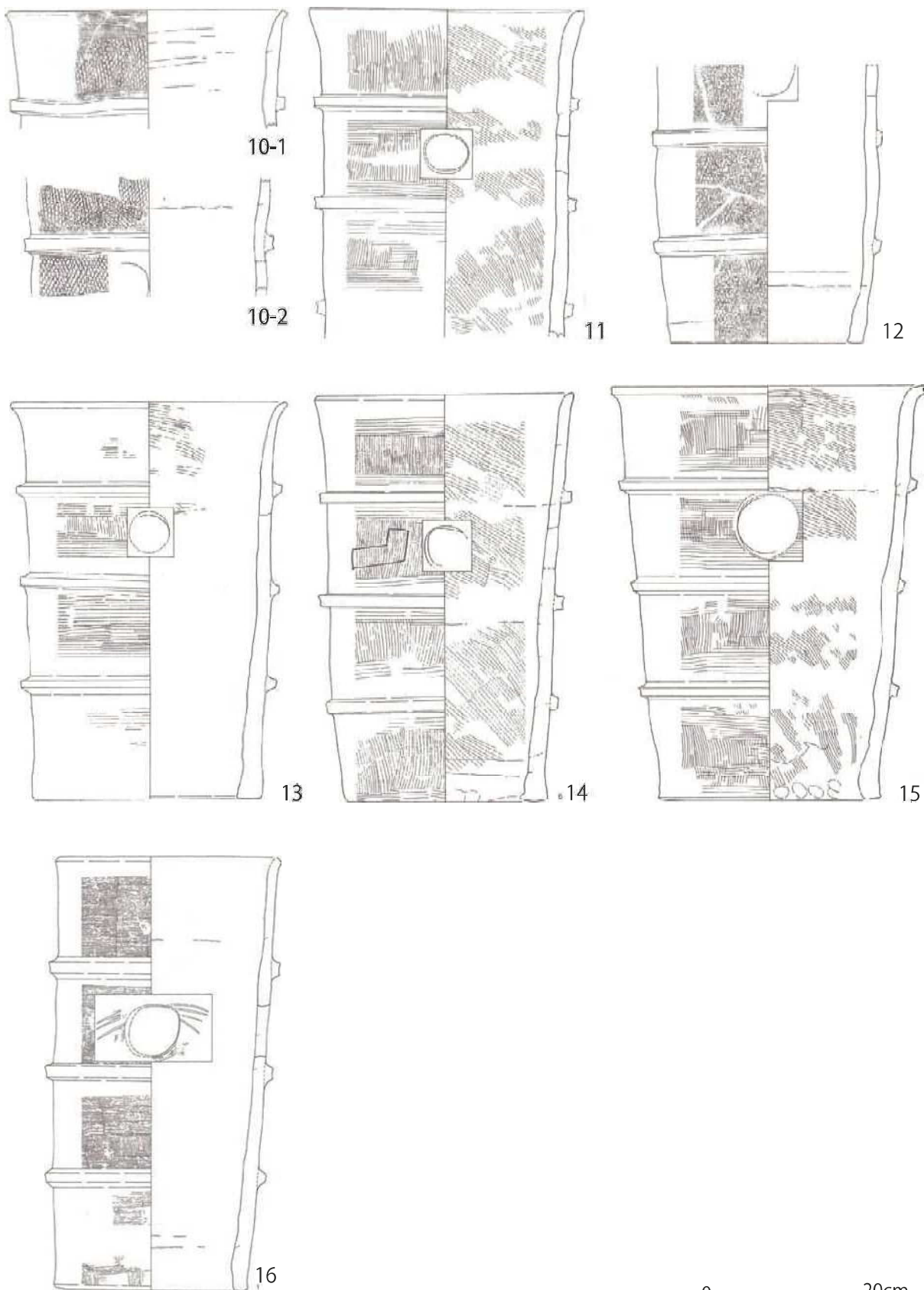


9

円筒埴輪 (2条3段)



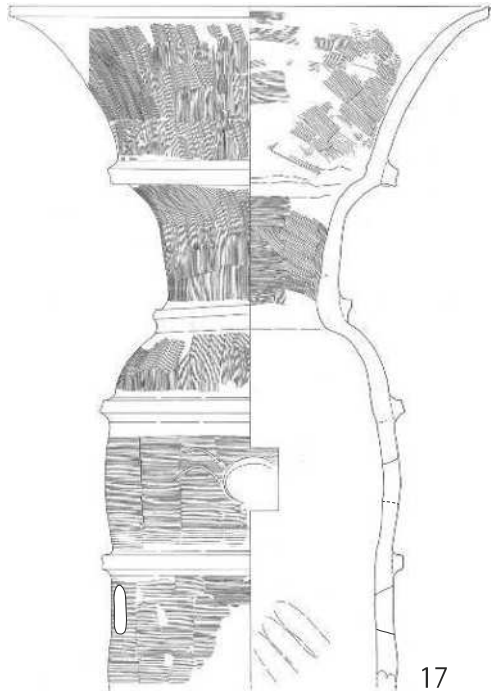
仁田埴輪窯跡出土埴輪 (図版 2)



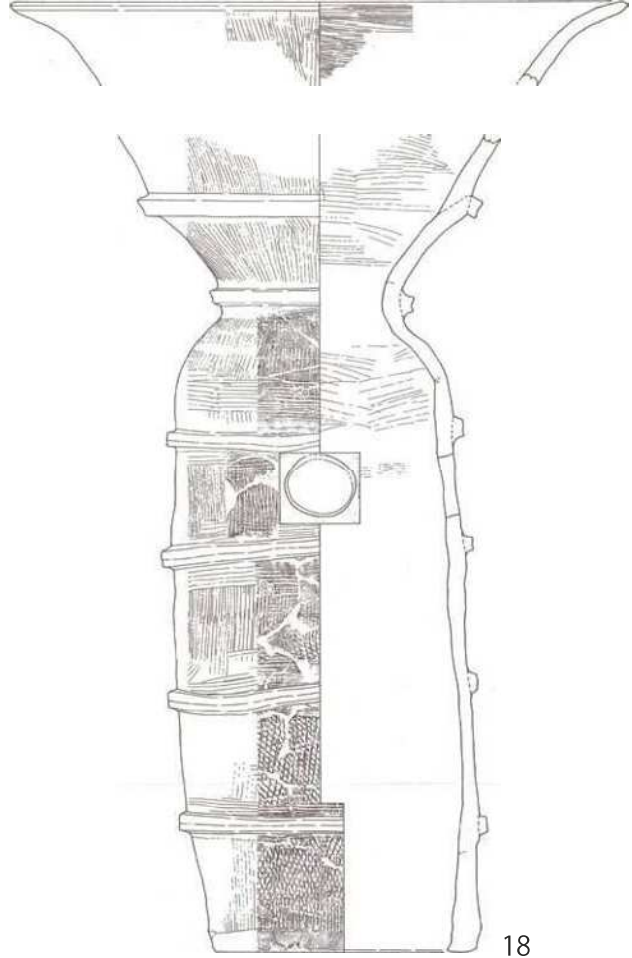
円筒埴輪 (3条4段)



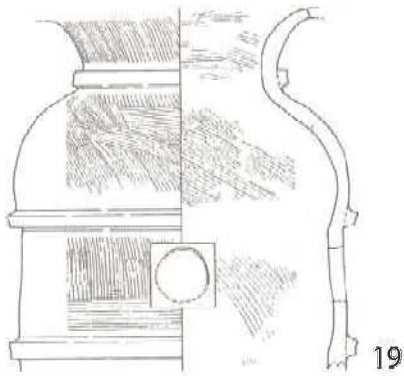
仁田埴輪窯跡出土埴輪 (図版3)



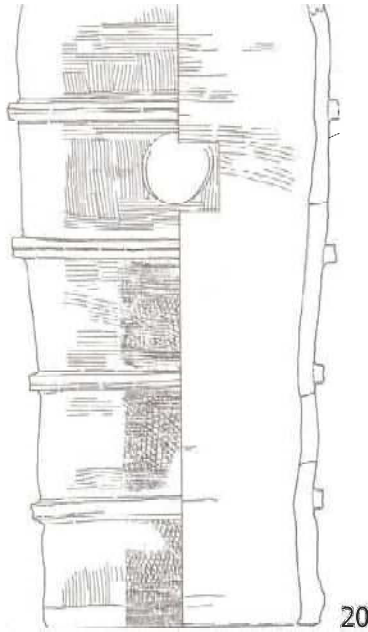
17



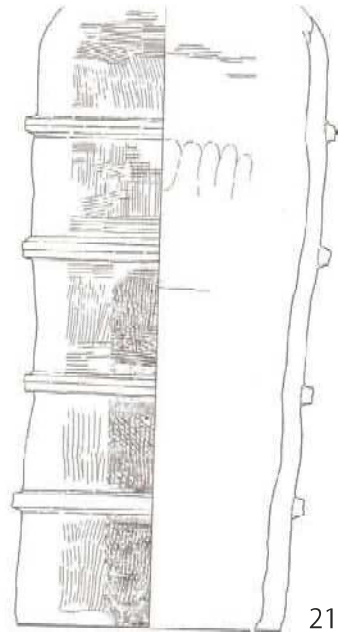
18



19



20

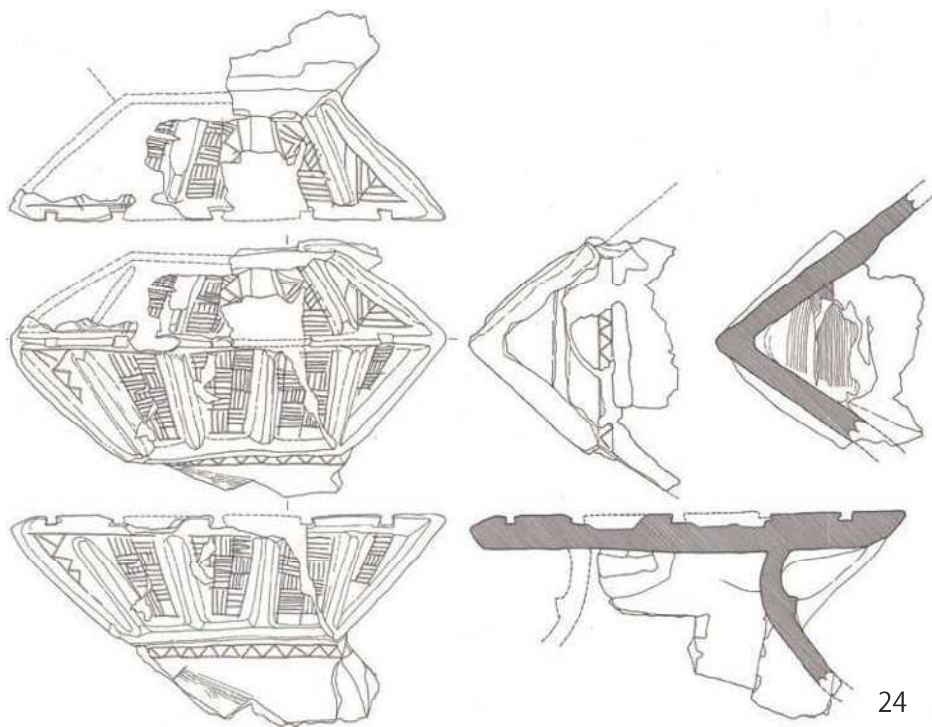
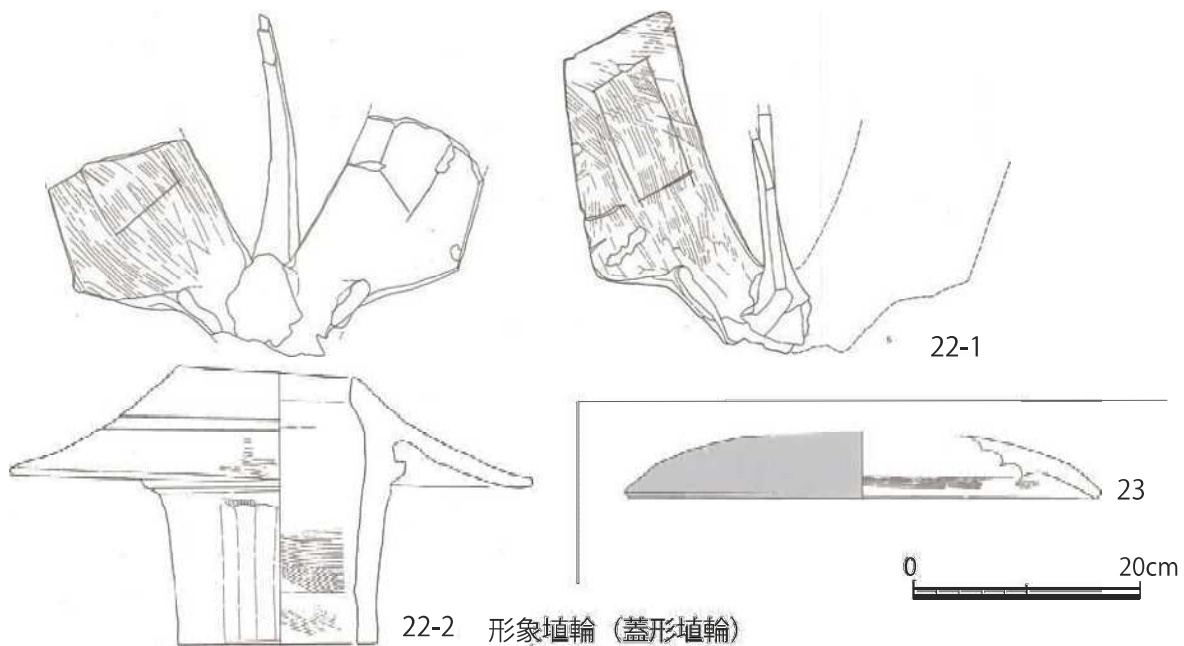


21

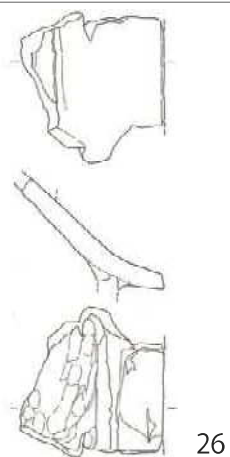
朝顔形埴輪

0 20cm

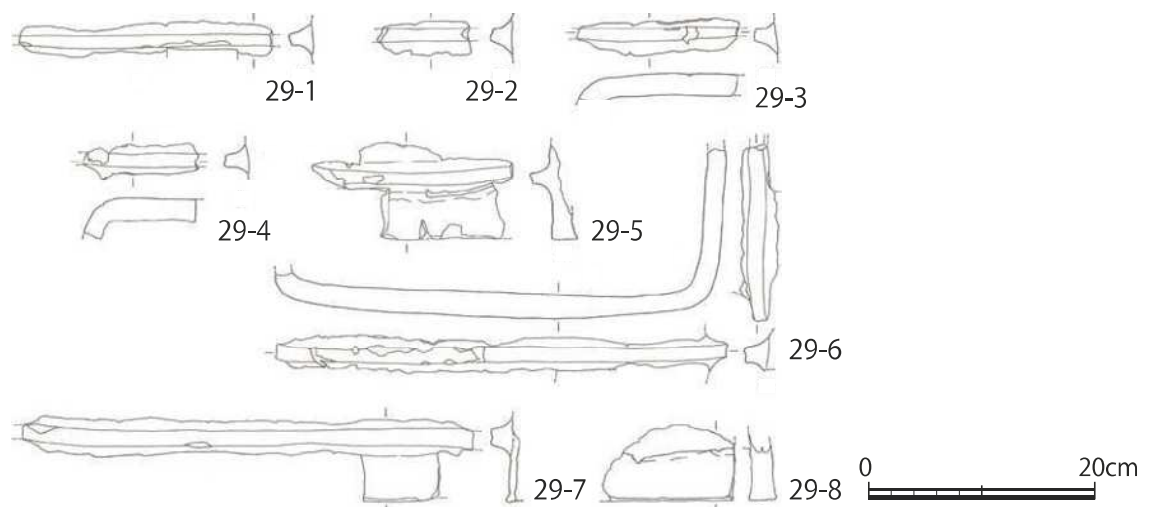
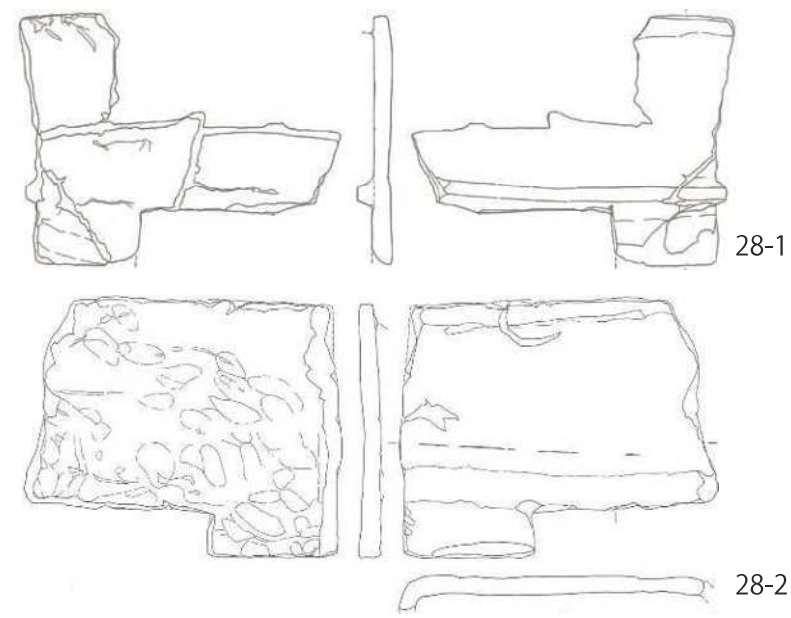
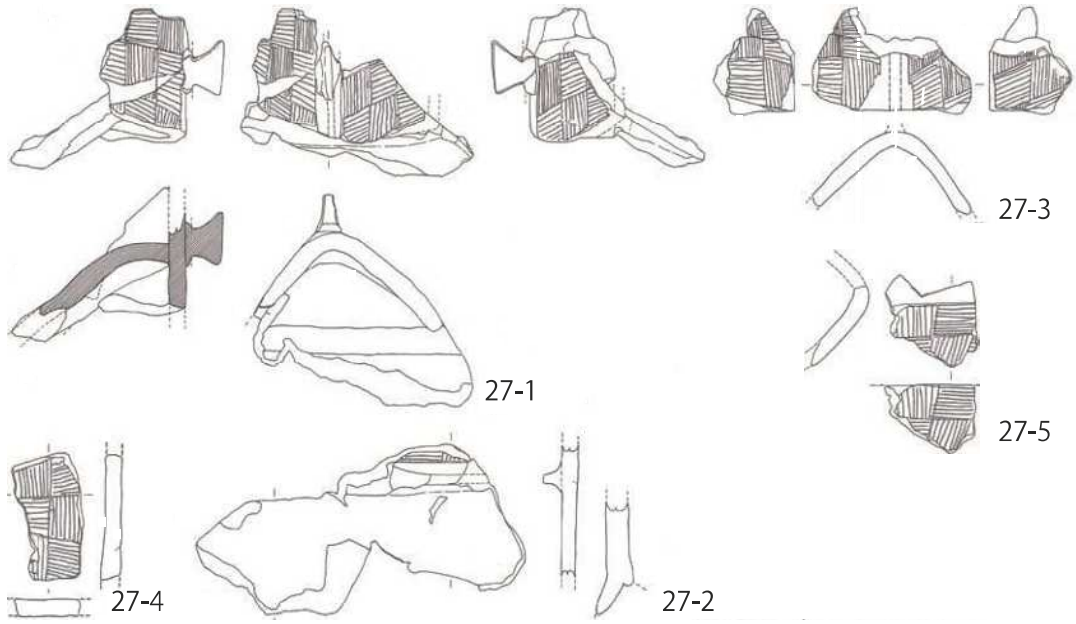
仁田埴輪窯跡出土埴輪 (図版4)



形象埴輪 (家形埴輪)

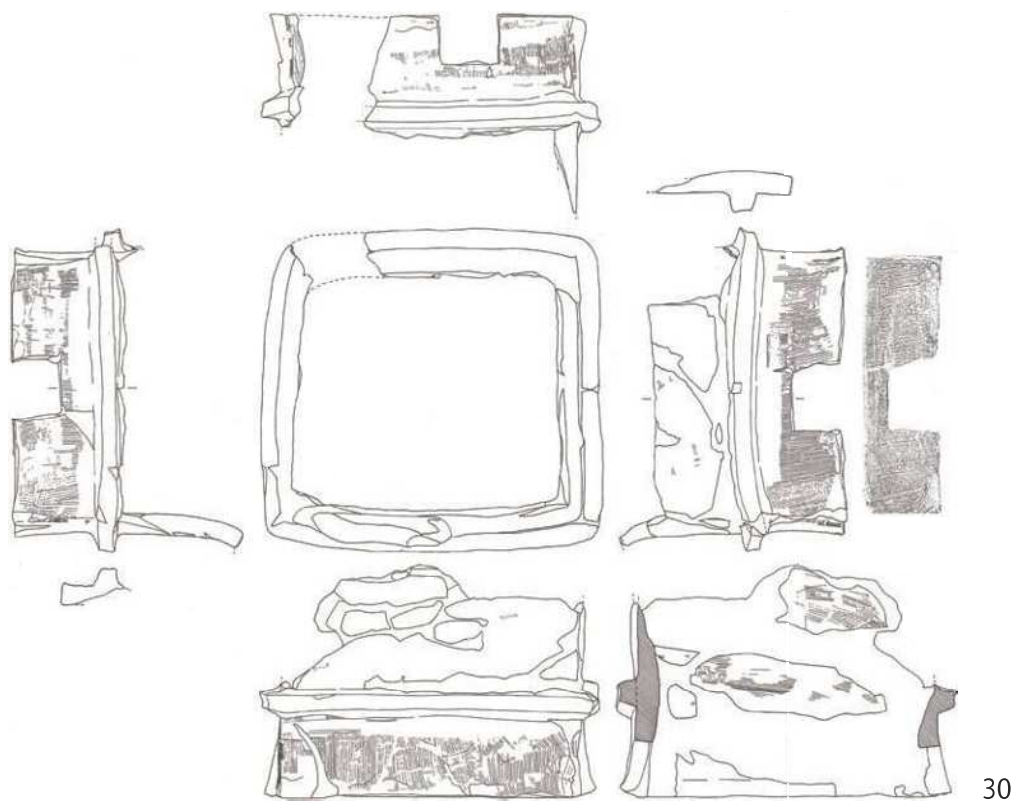


仁田埴輪窯跡出土埴輪 (図版5)

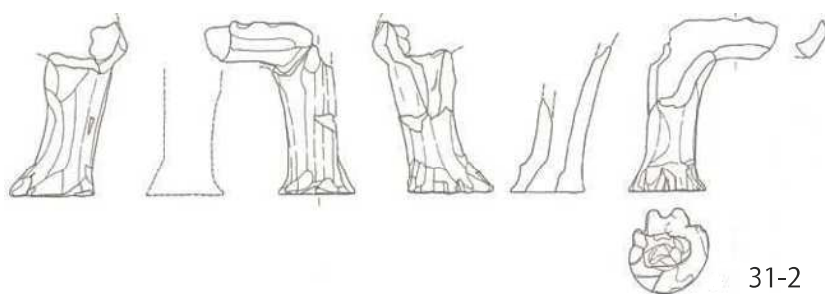
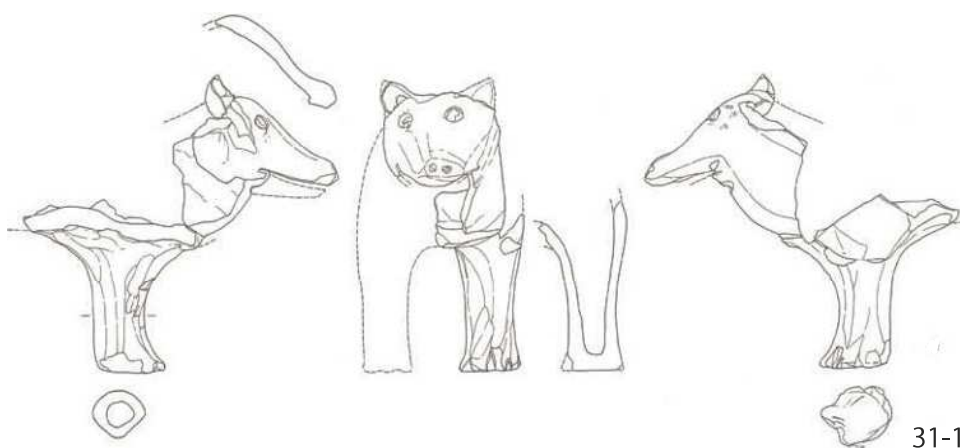


形象埴輪 (家形埴輪)

仁田埴輪窯跡出土埴輪 (図版6)



形象埴輪 (家形埴輪)



形象埴輪 (犬形埴輪)

0 20cm

仁田埴輪窯跡出土資料写真



円筒埴輪 (2条3段)



円筒埴輪 (3条4段)



朝顔形埴輪



形象埴輪



家形埴輪（集合）



蓋形埴輪



犬形埴輪

1 3 登録文化財登録理由

1 種別	記念物（名勝）
2 名称及び員数	岩見屋庭園
3 所在場所	佐賀県杵島郡江北町上小田 1371
4 所有者(保持者) 氏名・名称及び住所	江口 亘子 佐賀県杵島郡江北町上小田 1371 (代理申請者:江口和男) (代理申請者住所:山梨県甲斐市龍地 1608-15)
5 写真	<p data-bbox="448 589 539 622">○全景</p>  <p data-bbox="448 1350 568 1384">○三尊石</p> 

<p>6 簡易解説</p> <p>※年代、形状、特色、 内容、由来・伝承等を 簡単に記載</p>	<p>岩見屋庭園は、交通の要地として長崎街道の宿場町として栄えた小田宿にある岩見屋の庭園である。岩見屋は江戸時代、旅籠屋・茶屋として多くの人に利用された。鹿島藩主には、佐賀本藩との往復時に定宿（本陣）として利用されたほか、幕末から明治にかけてケンペルが元禄4年(1691)、シーボルトが文政9年(1826)、また英国初代駐日公使オールコック一行が文久元年(1861)に岩見屋に宿泊した。岩見屋の近くに脇本陣の池田屋があったが現在はなくなっている。</p> <p>岩見屋庭園は、庭園の造りから江戸期に作庭された池泉鑑賞式庭園である。当時の旅籠の建物は滅失しており庭園のみ現存する。作庭者は不明である。</p> <p>庭園は、山畔を利用し、下部に池泉を掘る形式である。池園は北西部の広がる扇状地の伏流水の湧き水を利用している。本庭園の池辺には滝石組が護岸を兼ねており、蓬莱島の断崖絶壁が表現され、築山中央部には阿弥陀如来、観音菩薩、勢至菩薩の阿弥陀如来三尊を表す三尊石組が見られる。また、池園の中心部には海辺の自然石を組み入れた亀島があり、亀頭石、亀手石、亀脚石、亀尾石の六石がみられ、庭園中央部には山形の羽石が立てられ、一羽の鶴が水のほとりに安らぐ様子を象徴する鶴石組となっている。</p> <p>岩見屋庭園は鶴石組・亀石組を配した瑞祥を意味する蓬莱庭であり、江戸時代の大名庭園や町家の庭づくりでみられる不老長寿と祝儀をテーマとした庭である。江戸時代の大名庭園や町屋の庭には、庭づくりのモチーフとして不老長寿や祝儀のテーマが盛んに用いられており、岩見屋庭園もその一例であると考えられる。</p>
<p>7 登録の理由</p>	<p>岩見屋は江戸時代、鹿島藩主に本陣として利用され、隣に池田屋が脇本陣として所在していた。しかし、池田屋が取り壊され、小田宿内に小田宿の歴史を伝えるものが少なくなっていることに危機感を抱いている。</p> <p>岩見屋の庭園を佐賀県の登録文化財とすることで佐賀県に残る歴史的庭園として広くPRし、長崎街道小田宿の歴史とあわせて活用することで、小田宿の歴史を語り継ぐことができると考えられる。</p>
<p>8 該当する 登録基準</p>	<p>二 時代を特徴づける造形をよく遺しているもの</p>

【県担当所見】

当該文化財は江戸期の庭園の特徴づける造形をよく遺している。池辺を囲うようにある滝石組は見事であり、中国の道教思想からおこった蓬莱島の断崖絶壁を表現している。蓬莱島は仙人の住む不老不死の霊山のことである。池園の中心部には亀島を配した亀石組がみられ、庭園中心部には羽を広げ安らぐ様子がみられる鶴石組を配している。他にも築山中央部には阿弥陀如来、観音菩薩、勢至菩薩の阿弥陀如来三尊を表す三尊石組が見られる。岩見屋庭園は、亀石組、鶴石組を配した蓬莱庭となっており、不老長寿と祝儀をテーマとしている。このテーマは、江戸期に大名庭園や町屋の庭の庭づくりのモチーフとして盛んに取り入れられている。

また岩見屋は、鹿島藩主の本陣としても利用された歴史がある。以前は岩見屋の隣に脇本陣だったと伝わる池田屋があったが現存していない。岩見屋は、長崎街道の交通の要所であった小田宿の歴史を残す地域の文化財であり、長崎街道小田宿の歴史を語り継ぐためにも必要な文化財である。

所有者は、長崎街道小田宿の歴史と伝える建造物がなくなっていくことに危機感を感じており、佐賀県登録後は積極的に活用を図り、広く地域にも公開・活用をすることで小田宿の歴史を語り継いでいきたいと考えている。

これらの状況を鑑み、県内外における岩見屋庭園を含む長崎街道小田宿の歴史への関心を深めるためにも本件の登録は妥当と考える。